

尾張領内御殿の存亡と機能(上)

原 史 彦

はじめに

一 御殿の記録

二 尾張領内御殿の概略

- (一) 小牧御殿
- (二) 荒居御殿
- (三) 朝宮御殿
- (四) 坂下御殿
- (五) 水野御殿
- (六) 萩原御殿
- (七) 荏安賀御殿
- (八) 佐屋御殿・鶉山殿
- (九) 津島御殿
- (一〇) 横須賀御殿
- (一一) 大野御殿
- (一二) 岐阜御殿

尾張領内御殿の存亡と機能(上)

(一三) 土田御殿(以上本号)

三 尾張領内御殿の機能(以下次号)

- (一) 貴人への接待・応接機能
 - (二) 藩主巡行の際の宿泊・休憩機能
- ## 四 尾張領内御殿の定義

- (一) 御殿の形態
- (二) 御殿の管理・運営
おわりに

はじめに

尾張藩は江戸屋敷以外にも、国許に多数の屋敷を所持した他、伏見・大坂にも屋敷を所持していた。このことは、徳川林政史研究所が所蔵する尾張藩の屋敷調査記録「嘉永元申十月出来 尾州并岐阜御殿等當時存亡吟味留完」(以下、「存亡吟味留」という¹⁾)や、「江府尾州大坂御屋敷吟味一卷全」²⁾

といった記録から明らかだが、尾張領内における御殿は、一八世紀に至るまでに廃絶した箇所が多く、関連する史料の制約からこれまで詳細に検討されることは無かった。

この中で、幕末まで存続した熱田東浜御殿・西浜御殿の両御殿については、永井哲夫氏が従来の伝承設立年の見直しを行い、筆者が「存亡吟味留」や諸地誌、徳川林政史研究所が所蔵する「熱田東御殿指図」⁽⁴⁾といった図面類を基に、その成立・変遷・廃絶に至る経緯と、東浜御殿の特異な構造を明らかにした。⁽⁵⁾

まず、東浜御殿は元和四年(一六一八)前後、西浜御殿は同九年頃までに設立されたことを確認し、西浜御殿は東海道を往来する貴人の応接や、尾張藩主が熱田社に参詣する際の装束屋敷として利用されたことで明治維新時まで御殿機能が維持されたこと、東浜御殿は海上城郭風の外観こそ幕末まで維持されたものの、寛永十一年(一六三四)の三代将軍家光上洛時の宿館となつて以降は、応接空間としての役割を徐々に縮小させていったことを史料的に明らかにした。東浜御殿が公に利用されたのは、天保七年(一八三六)の尾張徳川家一一代斉温正室となる福君下向時が最期で、以後、御殿空間は撤去されている。

「存亡吟味留」には、御屋形・大曾根御屋敷・御下屋敷・熱田(東行殿・西行殿)・小牧・荒居・朝宮・坂下・水野・萩原・荻安賀・佐屋・津島・横須賀・岐阜・川村御茶屋の一七箇所の御殿・屋敷の記載がある。

また、大正五年(一九一六)刊行の『名古屋市史 地理編』(以下、「名古屋市史」⁽⁶⁾)には領内御殿が初めて一覧されており、「存亡吟味留」に記された御屋形・大曾根御屋敷・御下屋敷・川村御茶屋を除く一三箇所の領内御殿の他に鶉山殿が紹介されている。名古屋城内・城下の屋敷や施設の記載

も、御屋形・貞松院屋敷・南屋敷・御春屋・御厩・三之丸鷹部屋・新御殿・紅葉矢来木戸外御馬冷場・紅葉矢来木戸外御鷹部屋・御犬部屋・御生洲・東土居下御厩・東土居下御馬冷場・大曾根下屋敷・柳原殿・御下屋敷・出雲守邸・日置御屋敷の一八箇所を数える。

尾張藩はこれだけ膨大な領内御殿・屋敷を所持していたが、これら御殿・屋敷については、市町村史における個別御殿の解説、現存建造物に関する建築学的検証⁽⁷⁾以外では、高田徹氏が『愛知県中世城館調査報告Ⅳ(知多地区)』に寄せた「尾張藩の御殿・代官所・屋敷」⁽⁸⁾と題する総覧がこれまでに唯一の総論であり、東海市による横須賀御殿の調査報告書⁽⁹⁾以外、まったく論考は出されていない。

高田徹氏によるわずか千字未満の総覧では、尾張領内の御殿設置目的を「將軍・藩主の宿泊や遊技・放鷹時の休息等に供するため」とし、横須賀御殿や津島御殿の記録から、構造は「最小限の軍事的な機能を備えていた」こと、設立経緯について「有力家臣や庄屋屋敷を回収して御殿とした」場合や、「新規に御殿造営された」場合があること、横須賀御殿のように御殿と共に町も併せて建設されたことから、「御殿廻りの景観にも大きな差がみられる」こと、そして「御殿と呼ばれるものにも、機能・役割の違いがあったこと」を端的に定義している。筆者もこの考察を概ね肯定する。

本稿の目的は、まず名古屋城下外に存在した尾張領内の御殿に関する記録を集覧した上で、各御殿の機能・利用経緯・構造などについて判る範囲で検討を行うことである。併せて尾張徳川家初代義直(以下の表記は、「初代義直」とし、歴代当主も同様に代数及び諱の表記とする)から二代光友の時代にはば限られる領内御殿設立の背景や、早くに廃絶した経緯についても考察し、これまで漠然と語られていた領内御殿の役割と機能について明らかに

する。

なお、「存亡吟味留」に記された屋敷の内、名古屋城内もしくは城下に存在した御屋形・大曾根御屋敷・御下屋敷の三屋敷は、城内御殿の控屋敷としての機能を持ち、高田徹氏が分析した領内御殿の役割とは異なることから、本稿の検討では対象外とする。また、川村御茶屋については、「存亡吟味留」にのみ記される施設で、所在地は現在の名古屋守山区川村に比定されるが、現時点では関連する他の記録が見つからないため、今回は分析を保留する。『名古屋市史』に記された名古屋城内・城下の屋敷・施設も領内御殿の役割と異なるため、その個々の分析は別稿に譲る。さらに、『名古屋市史』で紹介された鶯山殿は、後述のとおり本稿で取り扱う御殿とは別性格の施設と考えることから、一連の領内御殿の範疇には加えないこととする。

よって、本稿で対象とする領内御殿は、「存亡吟味留」及び『名古屋市史』に記された御殿の内、既に分析を行った熱田東浜御殿・西浜御殿を除き、他の史料で存在が確認される大野御殿・土田御殿を加えた小牧・荒居・朝宮・坂下・水野・萩原・荻安賀・佐屋・津島・横須賀・岐阜の一三御殿とする。

ただし、紙面の都合により、「はじめに」から第二章までを本稿に掲載し、第二章における個別御殿の検討については、設立時と廃絶時及び規模を中心に考察し、掲載挿図も主に御殿内部が判明する図に留める。そして、次輯の第三章以下で総論として領内御殿の機能と定義について考察する。なお、同一の御殿でも諸記録によって「御殿」・「行殿」・「御茶屋」といった複数の呼称が混在するため、本稿では「御殿」で統一することとする。

一 御殿の記録

尾張領内御殿に関する史料の多くは地誌類にその概要が記されている他は、初代義直の一代記を編纂した『敬公様御代御記録』以下、『御代御記録』⁽¹⁰⁾や、『源敬公御別傳』⁽¹¹⁾に一部の御殿記録が散見される。比較的古い地誌としては元禄年間(一六八八―一七〇四)に編集され、宝暦二年(一七五二)に完成した『張州府志』(以下、『府志』という)⁽¹²⁾がある他、一七世紀後半頃に執筆された「塵点録」⁽¹³⁾や、「塵点録」の筆者・朝日重章の日記『鸚鵡籠中記』⁽¹⁴⁾、「昔咄」⁽¹⁵⁾といった随筆の中にも一部の御殿に関する記述がみられる。また、寛文年間(一六六一―一七三三)に領内村々の地勢を調査した、いわゆる『寛文村々覚書』⁽¹⁶⁾にも、御殿が存在した村にその記述がある。

しかし、大半の記録は御殿設立より時代が下った時期の編纂物であるため、記述の正確性については検討を要する。比較的多くの御殿記録が収載される『張州府志』以下、『雑志』⁽¹⁷⁾や、『尾張御行記』(以下、『御行記』⁽¹⁸⁾)は、前者が安永年間(一七七二―一七八二)調査、後者が文政五年(一八二二)の刊行で、既出の地誌などで記述を補ったと思われるため、一七世紀成立の史料を超える内容ではない。同じく安永年間頃成立の『吏事随筆』⁽¹⁹⁾、文化一三年(一八二六)成立の『尾張國地名考』⁽²⁰⁾、江戸後期成立の『金府紀較』⁽²¹⁾・『編年大略』⁽²²⁾、天保一五年(一八四四)序の『尾張志』⁽²³⁾、万延元年(一八六〇)上程の『金城温古録 凡例編之二 御建國部』(以下『金城温古録』という)⁽²⁴⁾、明治初年成立の『尾藩世記』⁽²⁵⁾の史料性についても同様である。

ただし、佐屋御殿についてはその存続に関する地元の史料が遺される他、大野御殿は御殿を管理した平野家にまとまった史料が遺されているた

め、ある程度の詳細をつかむことができる。しかしながら、多くの御殿は一七世紀時点で大半が撤去されたため、江戸時代末頃には既に尾張藩でもその実態を把握できない状況にあった。幕末期の世情において改めて領内の旧跡の把握が必要になったためか、嘉永元年(一八四八)に大代官を通じて、各所の代官所に対して領内御殿の調査が命じられた。その時の報告記録をまとめたのが、「存亡吟味留」である。

この時の調査では、各代官所が保管する史料群の中で、御殿に関する史料の探索を試みたが、いずれの代官所からも、既に史料は散逸したと奏上されている。「存亡吟味留」の記載内容は、地元村々内での所有史料調査、古老への聞き取りによって得られた記録が大半を占める。記録の正確性には難があると言わざるを得ないが、それ以上の記録も遺されていないため、本稿ではこれら断片的な記録からも、各御殿の機能・実態把握に努めることとする。

二 領内御殿の概略

(一) 小牧御殿

小牧御殿は、現・愛知県小牧市小牧の上街道小牧宿西側に置かれた御殿で、小牧長久手合戦時の蟹清水砦跡地を利用して設けられた御殿である。ここには「御殿守」が置かれ、小牧宿本陣及び小牧山の「古城御山守」を兼ねる江崎家がその任に当たった。

「存亡吟味留」に記された由緒によれば、江崎家は蟹清水砦の跡地を邸宅にしていたこと、初代義直が小牧山近辺に訪れた際には、江崎家を休泊

所としたため、江崎家では「御居間」を設けて休泊に備えたこと、寛永二年(一六二五)に義直の命により、屋敷地の半分を上地して御殿を構えたとする。文化二年(一八一五)に写された挿図1・2「小牧御殿古図(小牧御殿墨引・小牧御屋敷圖面)」⁽²⁶⁾二枚が知られており、この内「小牧御屋敷圖面」との表題がある一枚に、御殿地の主要な部分の寸法書き込みと、惣坪を「凡式千四百坪」とする貼紙がある。また、『小牧町史』⁽²⁷⁾にも江崎家に伝来したと思われる挿図3「小牧御殿之圖」の書き起こし図が掲載されている。

小牧御殿の廃絶時期については明確ではない。『小牧町史』では天明二年(一七六五)四月に小牧代官所が小牧御殿の建物を利用して設置されたとしている。小牧御殿自体については「荒廢」したとするが、廃絶とは記していない。江崎家伝来史料を基に記述された『小牧町史』には、江崎家一五代祐八尹親(一八一三〜一八四)が、天保四年(一八四三)に父に続いて「小牧御殿守」になったと記述しているため、おそらく小牧御殿の機能は喪失していたとしても、御殿の名目や御殿守としての体裁は廃藩置県まで続いていたと考えられる。

(二) 新居御殿

新居御殿は、現・愛知県尾張旭市新居町西浦に置かれた御殿である。春日井郡方面への狩猟時や定光寺参詣時に用いた御殿と諸書に記される。史料上の初出は『源敬公御別傳』で、年不詳だが初代義直が「御鹿狩」時に「荒井の御殿」で「御膳」を取ったと記される。江戸時代後期の編纂ではあるが、宝永六年(一七〇九)八月の記事を載せる『編年大略』には、六代

継友が初めて定光寺へ参詣する際に「荒井」で「朝御飯」と、定光寺からの帰りに「御膳」を召し上がったことが記されており、少なくとも初代義直の時代から、六代継友の時代まで約百年間は何らかの形で新居の地が尾張藩主によって利用されていたことが判る。

しかし、『徇行記』には、当地の開発領主であり新居城主だった水野又太郎良春の末裔・水野家の屋敷内に、寛文四年（一六六四）に二代光友が坂下御殿を移設して、面積「三段歩」の「行殿」を造営したと記される。ただし、『徇行記』では「寛文五年」の設立とする記事もある。また、享保一二年（一七二七）に御殿を取り壊したとするが、『名古屋市史』には「尾張地誌資料」・『尾張志』・『尾陽雜記』・『尾張地名考』を引いて、寛文四年に建てられた御殿は延宝年間（一六七三～八四）に焼失したため、以後は再築せずに藩主来臨の際は水野家屋敷内の従前の座敷を使用していたとする。その座敷も享保一二年に大破となったため、以後廃止になったと記しており、「御殿」としての設立時期について齟齬がある。初代義直時の「御殿」と、二代光友が移設・造営した「行殿」の違いについては、現時点では史料制約により詳細は判らない。

御殿の規模や正確な位置については、詳細図面が遺っていないため不明である。ただし、名古屋市蓬左文庫蔵の「水野御殿御指図」四枚の内の一枚に「新居 御殿」の表記がある挿図4の図面が存在する。⁽²⁸⁾「ひさし」を持つ「御風呂屋」だけの図で、なぜか「傳縁」が三本、どの構造物とも接続せずに単体で配置されている奇妙な図である。単なる部分図とも思えるが、他の三枚の水野御殿図や、同じく名古屋市蓬左文庫蔵の「水野新御殿之図」に同じ建物は描かれていない。この一枚だけで新居御殿唯一の図と判断することは出来ないため、新居御殿の名を付した図面があることだけ

を付記しておく。

(三) 朝宮御殿

朝宮御殿は、現・愛知県春日井市朝宮町に置かれた御殿で、『御代御記録』の寛永一四年（一六三七）三月条に「浅宮村御茶屋井溝出来」とある。『府志』巻第十一には「昔敬公放鷹止三宿于此。」とあり、初代義直が鷹狩を行う際の宿所として使用された御殿と考えられている。

『源敬公御別傳』には、義直の天文学に関する造詣についての記述があり、ここに御殿のことが記されている。義直は、当時「三ツ星」や「五ツ星」と称されていた星座が、いつ頃どのあたりにあるのかを知っており、時刻と位置を星座から割り出して、夜が更けて道案内の者でも方向を見失う中、義直の指示に基づき「あさミヤの御殿」にたどり着いたとの逸話である。この逸話からも判るように、朝宮御殿は義直の鷹狩時の宿泊所として設けられたとみて良い。

『徇行記』には、「朝宮御殿跡見取畑一段一畝十八步定納米二斗四升」とあるように、同書が著された文政五年（一八二二）時点ですでに御殿は無く、御殿跡地は地味が劣りおよその検討で年貢を課す場所としての「見取畑」になっていたと記される。「存亡吟味留」でもそれ以上の情報は得られておらず、かなり早い段階に御殿は廃止されたと思われるが、管見の限り廃絶時期に関する記録は無い。

御殿規模についても不明だが、御殿跡地に隣接する朝宮神社境内にある碑には「東西廿間半、南北十八間」「約三七〇坪」の小規模な御殿だったことが記されている。しかし、この出典は明らかではない。

(四) 坂下御殿

坂下御殿は、現・愛知県春日井郡坂下町に置かれた御殿で、『府志』巻第十一の「放鷹捕_レ雉時。止_二宿于此。」や、『徇行記』の「敬公寛永年遊明知神屋山林放鷹捕雉、時止宿于此、_一」といった記述より、朝宮御殿同様、義直の鷹狩時における宿舎として利用されていたと考えられる。

「存亡吟味留」によれば、初代義直が現在の春日井市北東部にある明知・神屋方面へ鷹狩に行った際、坂下付近で休息所を探したところ、「困窮村」のため初代義直へのもてなしができる家は一軒も無かったことから、「新町屋敷之分」を「無年貢」にして御殿を「山方地」に設けたと報告されている。しかし、設立時期に関する古い記録は見当たらない。

明治初年に編纂された『尾藩世記』には正保元年(一六四四)の設置、寛文四年(一六六四)の廃絶とする。この根拠は不明だが、廃絶時期に関しては、新居御殿の項で先述したように『徇行記』に「寛文四年」に坂下御殿を新居御殿へ移したという記事があるため、『尾藩世記』は新居御殿の設置をもって、坂下御殿が廃絶したと考えた可能性はある。しかし、同じ『徇行記』には「寛文五年」に新居御殿が設立されたとする記事もあるため、一年の差だが坂下御殿の廃絶時期と荒居御殿の設立時期に違いがみられる。

御殿が取り壊される際に二代光友より御殿地を下賜されたと解釈される「坂下新町屋敷取立免許状」が現地に伝わっており、『春日井市史 地区誌編1』・『春日井市史 資料編』⁽²⁹⁾では、この文書の発給時期を寛永一四年(一六三七)としているものの、この年代比定根拠が判然としない。よって、

現時点では坂下御殿の設立時期は明確ではなく、廃絶時期は寛文四～五年頃と推測する。

「存亡吟味留」掲載の挿図5「御殿跡図面」が唯一の図面だが、御殿地はすでに農民に払い下げられて土地所有は各人の「扣」となっているため、おそらく同書が編纂された嘉永元年(一八四八)頃の図面と考えられる。この図面に記された「御殿跡御井戸」や、下街道と御殿を繋ぐ「御殿道跡」は現存する。なお、天保一二年(一八四一)の「春日井郡和泉一色村絵図面」⁽³¹⁾には御殿の位置に「御殿跡 和泉村申新田畑成」と記されている。

(五) 水野御殿

水野御殿は、現・愛知県瀬戸市水北町に置かれた御殿で、この御殿も朝宮・坂下両御殿と同様、初代義直・二代光友が水野山方面に狩猟に訪れた際に休息用として使用した御殿である。『編年大略』には、宝永六年(一七〇九)八月七日に、六代継友が定光寺参詣の際、「荒井御殿」で朝食を取った後、水野に入って装束を改めて定光寺へ参詣したことが記されているため、定光寺参詣時の装束屋敷としても使用された可能性がある。

御殿の設立は、『御代御記録』に「此年、水野村ニ 御殿御取建有之、」とあるため、寛永一八年(一六四二)に義直によって設立されたと考えられるが、『雑志』第九十三や『徇行記』には寛文元年(一六六二)に光友によって「行殿」あるいは「山荘」が建てられたとも記される。

「存亡吟味留」では「御林方御陣屋水野権平様」の「御扣之内」、すなわち水野家が管理する土地に御殿地が包摂されていること、御殿があった場所は「高三石目余」の「御證文引」、すなわち年貢除地として扱われたこ

とを報告するのみで、それ以上の情報は無い。そのため、初代義直と二代光友は別個に御殿を営んだのか、単なる記載の間違いなのかは判別できない。

『鸚鵡籠中記』の宝永七年（七一〇）六月二二日条には「今は御殿なし」と記されており、正徳三年（一七二三）の記事では、御殿は「御台所」だけが遺り、解体した御殿の部材が遺されていたが、四代吉通の逝去前に撤去されたとある。この記事により、御殿の名目は一八世紀初頭まで続いていたものの、同時期には既に御殿空間は無くなっていたことが判る。『吏事随筆』には、享保八年（一八三三）五月二二日に、これまで代官支配だった御殿番は御林奉行支配に切り替えられ、御殿の敷地も御林奉行管理になったとの記録がある。

『瀬戸市史通史編上』⁽³²⁾では、藩老中からの書付や、享保年間（二七一六～三六）に成立した「分限帳」にある水野氏を「水野御殿奉行」とする記事から、享保八年時に御殿が復活したと説明し、元文五年（一七四〇）に作成された「尾城東沓掛村御用諸事留帳」には同年五月二〇日に御林方役所が御殿屋敷内に引越したとの記述があるため、御林方御役所の設置をもって御殿の終焉としているが、この説は首肯できない。『徇行記』で御林方役所は水野家の西隣にあったとしているため、水野氏宅が御殿跡地ならば、その西隣に御林方役所が設置されても御殿の消滅を意味しないからである。しかしながら、明確な廃絶時期に関する記録はないため、小牧御殿のように名目だけが存続した可能性があることを指摘しておく。

水野御殿については、荒居御殿の項で紹介した挿図6～8「水野御殿御指図」と題する三枚と、挿図9「水野新御殿之図」⁽³⁴⁾と題する一枚の計四枚の図面が現存している。しかし、中央部分に描かれる蒲鉾型で中島を持つ

池、中心建物、外構部分に類似性は見られるものの施設配置はいずれも異なっている。同じ間取りの図面が一枚も無いため、これらの図面の評価は難しい。いずれの図面も一七世紀から一八世紀初頭まで主流だった貼紙形式を基調とする図面であるため、設立期頃に製作された図である可能性は高い。

「新」と題する図面があることは、あるいは『瀬戸市史通史編上』でいう享保八年の御殿復活時に作成された図面とも考えられるが、それ以外の異なる間取りを描いた三枚の図面は、短期間による建て替えの経緯を示すのか、施工計画の素案なのかは現時点では判断できない。大部分を空白とする図面も、空白部分に何かを記入する意図をもった計画図の可能性を残しており、これらの評価は後考に委ねる。

なお、略図だが御殿景観を描いた「水野村狩場・殿舎図」⁽³⁵⁾が遺されており、長方形に圍繞された空間の南面を長屋と門で画し、北端の中央に「御殿」一棟、圍繞空間内に三棟の建物を描き、東側の建物を「御厩」、中央の建物を「御臺所」、北東部の柵際に「藪」と記す。挿図6～9で判断する限り、これらの図とは乖離した空間構成のため、あくまでも概念図と解釈すべきであろう。

（六）萩原御殿

萩原御殿は、現・愛知県一宮市萩原に置かれた御殿で、美濃路における尾張藩の御茶屋として機能した御殿である。なお、「尾張古城志」⁽³⁶⁾の記述によれば、御殿があった場所には「清須三位法印之居城之跡也 吉房法名一路」とあるように、関白・豊臣秀次の実父・三好一路法印（一五三四～

一六二二)の居城跡とする。『愛知県中世城館跡調査報告Ⅰ』⁽³⁷⁾では「萩原城」として御殿地にあったとされる城を紹介している。ここに掲載された地籍図には、やや不明瞭だが、字「御茶屋」の中心部分に方形区画が読み取れるため、萩原御殿は中世城館である萩原城を転用した御殿と考えられる。

「存亡吟味留」に「元和九亥年乍恐 將軍家光公様御上洛之節 御取建／相成申候」⁽³⁸⁾は改行。筆者加筆。以下同)とあり、元和九年(一六三三)の三代將軍家光上洛時に「御取建」てたとする。しかし、『御代御記録』の元和三年(一六一八)条に「此年、萩原御茶屋御取建有之」とあるため、同九年の上洛に合わせて新設されたわけでは無く、同三年新設の御殿を増築ないしは修築したと解釈すべきであろう。ただし、同九年に家光が立ち寄ることはなかった。

『御代御記録』には正保四年(一六四七)正月二日に「松平伊豫守」、すなわち福井松平家三代忠昌(一五九七～一六四五)が下向する際に「萩原」で止宿したので、使者を出して酒肴・菓子を遣わせたという記事がある。この時、萩原御殿については明示されていないが、接待空間として御殿を利用した可能性はある。

美濃路は関ヶ原合戦の後に家康が凱旋した吉例街道として古くから重視された街道だが、後述するように接待場所としての役割が佐屋御殿に移ったことで、萩原の役割は早い段階で終焉していたと思われる。廃絶時期に関する記録や伝承は無く、小字名に「御茶屋」の名を遺すのみである。

(七) 荏安賀御殿

荏安賀御殿は、現・愛知県一宮市荏安賀附近にあったとされる御殿で、

初代義直が尾張北部へ狩猟に訪れた際の休憩・宿泊所として機能した御殿である。『御代御記録』には元和四年(一六一九)十一月に初代義直が「御泊御鷹野」のために「荏安賀」へ訪れたことを最古の記事として、亡くなる一年半前の慶安元年(一六四八)十一月二三日に、「荏安賀」から名古屋城へ戻ったという記事まで、二一回にわたって「荏安賀」の地名が記載されるものの、「御殿」の文字は使用されていない。ただし、「御泊」とする時は一回を数えているため、「荏安賀」で宿泊を行ったことは確かである。

御殿に関する記録はほとんど無く、『尾張國地名考』中島郡之部では初代義直が「行殿」を営み、「湯沐之地」としたこと、『府志』卷第十八では同じく荏安賀を「湯沐之地」とし、二代光友が建造した「横須賀行殿」へ御殿を移設したことが記される。「存亡吟味留」でも時期不明だが、横須賀御殿へ移設した記事を載せており、『尾藩世記』寛文六年条も同様の記事を載せる。これを事実とするならば、移設に値する相応の建造物があつた御殿であり、廃絶は横須賀御殿が出来た寛文六年(一六六六)ということになる。

「存亡吟味留」によれば、江戸末期の段階で御殿の所在地は不明となっている。『名古屋市史』は、「尾張百姓由緒留」という記録を基にして、御殿地を「同地の舊家浅井七左衛門」の宅とし、「その臺所及び長屋を拜領して建營」したとする。この「浅井七左衛門」は、荏安賀村関戸家文書の「荏安賀村庄屋記録」に「一右七左衛門儀、年頭名御披露御目見并苗字帶刀之儀、先祖浅井多宮丸由緒ヲ以 源敬公様御鷹野ニ被為遊御出御成之節被為仰付、夫々代々御目見仕来候、依之願書等ハ無御座候」とあり、天正一二年(一五八四)三月に羽柴秀吉に内通した疑いにより、主君・織田信雄によって伊勢国長島城で斬殺された浅井多宮丸の末裔である。

江戸時代は帰農したものの、由緒ある家として藩主への御目見が叶い、苗字帯刀を許された「頭百姓」として村政に大きな役割を果たした家として存続していた。荻安賀では他に関戸・熊沢・舟橋各家が「頭百姓」の格式を有している。³⁹ 初代義直は織田家旧臣の浅井家との関係において、同氏宅に御殿を設けたとみてよいだろう。

『尾張名所図会後編』卷一の「浅井田宮丸城跡」の項目にある家康・義直と田宮丸(多宮丸)の実母との関係記事は傍証となる。同書では「田宮丸の母は毛利伊勢守の女なれば、神君殊にあはれませ給ひ。國祖君の御時、此地を彼母にたまひて居住せしが、郷民尊敬して荻安賀殿と呼べり」という由緒を紹介する。これを信じるならば、義直は父・家康の意向を汲んで田宮丸(多宮丸)の実母を通して、浅井家を昵懇にしたということになるだろう。

(八) 佐屋御殿・鶉山殿

佐屋御殿は、現・愛知県愛西市佐屋町にあった御殿で、萩原御殿と同様、佐屋路往來の貴人を応接する御殿として利用された。尾張藩主の津島参詣や鷹狩の際の休息所としても使用されている。

佐屋御殿は、『御代御記録』の寛永十一年(一六三四)七月十三日の項に「一、熱田・佐屋 御殿御作事、無油斷急候様御作事奉行江申渡、万端船橋之義も無油斷念を入、船橋番所之義ハ、御振舞も有之候間、其心得にて可申付旨、用水奉行江申渡、佐屋ハ鳴海海道 公方様御通之時分掃除已下、弥可入念旨道奉行江申渡候様、伏見今名古屋江年寄中申遣之」、同書の同年の項に「一、此年、御上洛ニ付、佐屋 御殿之内 御成御殿御造作有之」とあることから、設立時期は明確ではないものの、少なくとも寛永

十一年時点では存在し、三代將軍家光の上洛時に御成御殿を造作したことが判明する。

また、寛文年間(一六六一～七三)成立の「尾州海東郡寛帳」⁴¹には「公方様御上洛・紀州様御通・御茶壺御登、其外、御通り衆御馳走所。」とあり、將軍だけではなく佐屋路を往來する貴人を応接していた他、「尾張街道宿場留」⁴²には年不詳の六月十四日、六代継友の津島御成時に佐屋御殿に「止宿」したこと、『存亡吟味留』には佐屋宿の加藤五左衛門が差し出した旧記に基づき、慶安四年(一六五一)の「幸丸様(広幡忠幸)から、安永三年(一七七四)の「房君様(鷹司輔平娘・九代嫡子治興正室)」の下向止宿まで、尾張藩主やその家族の他、公家・紀伊徳川家などの貴人が二九回にわたり佐屋御殿に止宿・休憩している一覽を載せる。佐屋御殿は比較の後世まで、接待・応接機能を維持しており、尾張藩という大藩特有の御殿機能を有したとみてよい。

佐屋御殿の終焉は、他の御殿と同様にはつきりしない。ただし、服部凱なる人物によつて著された「佐屋御陣屋御建替 御用留并願達」⁴³によれば、嘉永元年(一八四八)に何かの理由で大破した御殿の撤去話が持ち上がり、佐屋村はじめ四〇村の村代表連名で撤去反対を代官所に申し入れたことが記されている。村々からの献金で修理費用を賄うとまで願ひ上げている。

やりとりは嘉永六年まで続き、結果として大破した「御書院」の撤去は認めざるを得ないものの、まだ残されている「御玄関」と「御膳所」の内、「御玄関」だけでも残し、「御玄関前西側」の「折曲り御高塀」と「御書院西高塀」を取り壊して「四ツ目垣」か「御取払切」にすることは「甚御見込も不宜」、つまり見栄えが悪く、「御締向も不宜」、つまり警備上もよろしくないと言つて村側は反対を表明している。そして繰り返し、村からの

寄付金で修復をするまで申し出ている。

この結果についての記録が無いため、このやりとりがどのように落ち着いたのか不明だが、少なくとも嘉永元年(一八四八)の時点で、尾張藩側は佐屋御殿を不要とする認識を持っていたことは確かで、御殿機能の事実上の終焉時期はそれ以前に求めることができる。

なお、『名古屋市史』で紹介される鶉山殿は、愛知県愛西市雀ヶ森町附近にあった施設とするが、『存亡吟味留』には取り上げられておらず、「鶉山殿」と表記した史料も管見の限り存在していない。これは、元文三年(一七三八)に成立し、延享二(一七四五)に加筆された「佐屋御殿并御船方古来今元文三年午冬迄 一卷 佐屋之部 入用子春改候書状写」⁽⁴⁴⁾や、天明年間(一七六四)頃成立の「覚書」⁽⁴⁵⁾に記されている鶉山新田への鷹狩時に「佐屋」に「仮初メ之少しき御茶屋」を設けて休息所としたという記事を、『名古屋市史』が「鶉山」に設けた御茶屋と誤読した可能性が高い。『名古屋市史』では、鶉山殿の建造を寛永一一年とするが、これは佐屋御殿との混同によって生じた間違いである。

ただし、『徇行記』や旧立田村の旧家・若原家に伝わる文書などの記述により、初代義直が鶉山方面に来ていたことは事実と認められるため、鶉山に藩主立寄所・休憩所があったことは確かであろう。しかし、これは土地の旧家を利用した他の地域でも見られる休憩の形態と変わらず、特別な施設をあえて設けた形跡は確認できないため、『名古屋市史』によって名付けられた「鶉山殿」という特別な施設は存在しなかったとみなせる。

(九) 津島御殿

津島御殿は、愛知県津島市城之越町にあった御殿で、鷹狩や津島祭祀見物時に利用された。『御代御記録』には元和四年(一六一九)七月二六日に「御臺所・矢倉・廊下等」が造営されたことが記されている。ただし、「存亡吟味留」では、慶長七年(一六〇二)に「関屋与右衛門」が松平忠吉より「津島御殿番」に任じられた記事があるため、初代義直が御殿を整備する以前に、前領主時代の前身御殿があった可能性を示唆している。『雑志』第七十六では、御殿番は「関屋小兵衛」を初代とする関屋家が三代勤めたと記される。

御殿の終焉は、「存亡吟味留」では「天和年中」、『徇行記』では天和三年(一六八三)とするが、『雑志』第七十六では御殿番の廃止を天明五年(一七八五)としている。しかし、天明五年では他の史料との整合が取れない。つまり、「尾張街道宿場留」⁽⁴⁷⁾では享保二年(一七一七)時に六代継友が津島へ御成を行った際、津島御殿に入った記述はなく、佐屋御殿に「止宿」しており、この時点で津島御殿は存在しなかった可能性が高い。

また、天和五年廃絶とする『雑志』第七十六の記述でも初代御殿番・関屋小兵衛より数えて三代目の関屋小源太の代で御殿番が廃止になったとしており、設立からおよそ一七〇年後の天明五年廃絶では関屋家の代数が合わない。『尾張國地名考』海東郡之部では宝暦六年(一七五六)に御殿跡地は畑となって「御高成」になったとの記事や、『尾州海東郡覚帳』で「此御殿屋敷、先年川村道閑居屋敷」とする記事があるため、天明五年以前に廃絶していたことは明らかである。

『尾張國地名考』海東郡之部では津島御殿の建物を寛文年間（二六六一～七三）に「知多郡大野」へ移したとあるが、天和三年（一七八三）二月に罹災した江戸市ヶ谷上屋敷の再建部分竣工図である「市買御屋敷指図」⁴⁸には津島御殿の移設記事がある。この図に描かれた復興建物に「上御台所津嶋御殿之内御家」という貼紙があるため、どの建物かは判らないものの、津島御殿より建物を移築する計画があったことは確かで、天和三年廃絶とする『徇行記』の記録とも年代的には符合する。このことより、津島御殿の廃絶を天和三年とする蓋然性が高い。

御殿の規模についても比較的良好に史料が遺っている。『雑志』第七十六では挿図10「御殿圖」として御殿外構の図とともに、それぞれの寸法が紹介されており、外構の規模は南北七二間・東西三六間で、「御殿」には「上臺所」・「上臺所廊下」・「御廣間」・「御廣間廊下」・「御鎗ノ間」・「御廣間ヨリ下臺所廊下」・「御玄関」・「下臺所」・「御風呂屋廊下」・「御風呂屋」・「御鷹部屋」・「御厩」といった主要な建物の他、「東御門」・「南御門」・「中御門」・「東御門番所」・「御玄関東番所」・「御殿西一間四方番所」といった附属建物があったことと、それぞれの寸法が判る。周囲には竹林があったことや、天王川の堤に接した立地だったことも判り、特に敷地南西部の堤近くには「千貫棕」と義直が名付けたムクの大木があったことも記されている。

この大棟は御殿廃絶後も残り、昭和一三年（一九三八）に「津島の大ムク」として国の天然記念物に指定されたが、平成五年（一九九三）の台風で倒れて現存しない。しかし、その跡地は判るためこの場所を基点に、『雑志』第七十六掲載の御殿図の範囲推定は可能である。

『雑志』第七十六に掲載された御殿跡図によれば、御殿地は北側の大龍

寺に隣接しており、大龍寺境内と参道とは「御堀」で隔され、南西部の「千貫棕」の南側にも東の池に通じる堀があり、大龍寺境の堀が御殿の西側にある堤との間にも回されているため、「千貫棕」東側にある「裏御門」が枳形状になっていたことや、御殿が無くなっても「裏御門」の他に「表御門」・「御番ノ居宅」・「御厩」の建物が残されていたことが判る。城郭構の構造であるため、古い時代の御殿形式を留めているように見える。

（一〇） 横須賀御殿

横須賀御殿は、現・愛知県東海市高横須賀町にあった御殿である。寛文六年（二六六）に二代光友が造営したとする見解は、諸書で一致している。先述したように『府志』巻第十八や『尾藩世記』寛文六年条では、荻安賀御殿を移設したとしている。いずれも江戸後期以降の史料だが、『金府紀較』・『編年大略』・『尾藩世記』では二代光友が初めて御殿を訪れた日を寛文六年六月四日とし、「存亡吟味留」でも「瑞龍公御年譜」を引用して同日とする。「存亡吟味留」では九月八日とするが、「瑞龍公御年譜」を基にする六月四日の方が妥当だろう。

「存亡吟味留」では、寛文四年に御殿の「御縄張」が行われ、翌五年六月一八日に「御鋏立」があったとする。しかし、光友が訪れた寛文六年以降も普請は続けられたようで、翌七年に「北御洲濱」が完成したと記される。なお、『御代御記録』の元和四年（二六一八）六月二日条に「知多郡江被爲成、馬走瀬おいて魚漁 御覽有之」とあり、「馬走瀬」は横須賀の旧称であるため、少なくとも二代光友以前に、横須賀へは初代義直による御成があったことが判る。

御殿設立の目的は、光友の「湯沐之地」(『府志』卷第十八)・「浴_二潮於此地_一」(『府志』卷第二十七)・「夏秋両度養生のため」(『塵点録』)・「浴_シ玉_フ二潮ヲ於此地_二」(『雜誌』第三)・「御湯治」(『金府紀較』寛文六年条)・「潮御湯治」(『編年大略』寛文六年条)等とすることである。すなわち、『尾張名所図会前編卷六』⁴⁹⁾で紹介される「鹽湯治」である。横須賀の南方・大野海岸は古くより海水に浸って病氣療養する「鹽湯治」の名所で、現代の海水浴ではなく、あくまでも湯治として海水に浸って病氣療養する場所であった。光友もこの名所の近在海浜に御殿を設けて、その「鹽湯治」を行ったわけである。

「存亡吟味留」に記された二代光友の日程をみれば、寛文六年六月四日より元禄元年(一六八八)までの二二年間に、少なくとも二二回は横須賀御殿を訪れており、特に寛文八年は都合六回、延べ九日も横須賀(当時は馬走瀬)に滞在している。延宝四年(一六七六)は九月二六日から十一月六日まで、元禄元年は九月二七日から十一月三日までと一箇月以上も滞在する時もあった。

御殿の前身は、藩士・滝川権十郎の父・半斎が「菟裘之地」、すなわち隠居地としていた箇所を知行替したことが『編年大略』・「存亡吟味留」・『金城温古録』・『尾藩世記』などに記される。そして御殿は「臨江亭」と呼ばれたことも、『府志』第二十七・「昔咄」・『雜志』第三・『尾張名所図会前編卷六』といった諸地誌や『金城温古録』に著される。

横須賀御殿の廃絶記事は、安永年間(一七七二〜八二)頃に成立した『吏事随筆』にみられる。一八世紀初頭段階で大破した建物があったらしく、これらの建物は「御修復難成」、「当時御用に無之」ため、正徳五年(一七一五)二月に「不残毀取」と記される。『鸚鵡籠中記』の正徳五年三月

一日の条で、「戸田源五右衛門手にて、横須賀御殿を不残こぼつ。御亭ばかり残す」とあり、『金城温古録』でも出典不明だが廃絶の様子を詳しく記すことから、正徳五年に「御亭」を残して取り壊されたことは確かだろう。『尾藩世記』も正徳五年廃絶の記事を載せる。『金城温古録』の記述には、既に諸建築はあばら家同然のようになっていたとも記されており、元禄十三年(一七〇〇)に二代光友が逝去して以降、横須賀御殿は利用されることは無かったと思われる。

御殿跡地には天明三年(一七八三)に横須賀代官所が設置されており、御殿空間が無くなっても『吏事随筆』正徳五年条で記すように、少なくとも御殿部は「明地」に「外囲」をしたことで、一般の立ち入りは制限されていた。

横須賀御殿は、多くの図面が遺ることから、御殿空間の構成はある程度判明している。御殿域全体の図は、『金城温古録』に挿図11「横須賀御殿地図」⁵⁰⁾を載せる他、地誌である『雜志』第三にも「横須賀行殿之圖(今南門及臨江亭存ス)」として、御殿部の図(挿図12)と、三頁にわたって全体図(挿図13)が載せられている。その他、平成三〇年(二〇一八)の徳川美術館・名古屋市蓬左文庫秋季特別展「尾張藩邸物語」(以下「尾張藩邸物語」展という)準備時に、御殿廃絶後の景観を描いた挿図14「横須賀御殿図」⁵¹⁾(口絵2)があることを確認した。

これらの図から、御殿区域は大きく三区画に分かれることが判る。南側には「御潮ツボ」と砂浜を隣接した長方形区画の御殿部があり、御殿部の北側は庭園部となるが、庭園部中央に「葭野」と堀状の水路が東西に横たわるため、これを境として北側に巨大な「御洲濱」池や畑を有する北庭園部と、複数の中島をもつ「御スハマ」や「御栗林」・「ブドウ畑」がある南

庭園部との二区画に分かれる。

この「御潮ツボ」が、この御殿最大の特徴であり、南北に海中に突き出る土塁状の防波堤を築いて、挟まれた空間を藩主専用の砂浜として利用していた。この空間は御殿廃絶後も遺されていたことが、『尾張名所図会前編 卷六』の挿図15「横須賀」図で判るが、防波堤は船の係留用に「猿尾」として延長され、「御潮ツボ」にあたる部分は、海側を堤で仕切って「枅形」と称していたようである。枅形の背後に「行殿跡」とする木柵を巡らせた樹林帯が描かれている。

他に挿図16「横須賀御殿指図」五枚と、挿図21「横須賀北御屋敷御指図」⁵³の計六枚の図面が確認されている。別個に分類されているが、前者と後者とは元は同一の史料である。前者には(一)南側の御殿部全図(挿図16)・(二)北庭園部の御洲浜全図(挿図17)・(三)御殿部の御広間・窯屋部分図(挿図18)・(四)御殿部の表御座敷・御休息御座之間・御風呂屋部分図(挿図19)・(五)御殿部の御門・表玄関部分図(挿図20)があり、後者は御殿部北側の御亭・表御座之間・御休息上段等部分図である。

御殿部北西隅には「御亭」と称する海浜眺望用の小亭があった。「横須賀御殿指図」(一)御殿部の全図には、光友の嗜好を示す「御鷹部屋」以外に、「瀬戸土置場」・「瀬戸蔵」と称する建物が描かれている。「横須賀御殿指図」(三)御殿部の御広間・窯屋部分図では、それぞれ「御かまや土置所」・「御かまや小屋」との表記となっているが、「かまや」は「窯屋」のことなので、御殿内で焼き物、すなわち御庭焼が造られていたことを意味する。

御殿部の南側には西の海より堀状の水路が引かれ、表御門の前が「御上場」となっている。ここが尾張藩主の乗船場で、『尾張志』巻之五十六に

尾張領内御殿の存亡と機能(上)

は、御殿への来訪はいつでも「堀川の堀田より御船」に乗り、「御渡海のミ」で御殿へ「往来」していたと記されている。これは、光友が「民百姓の夫役の煩ひをのぞかせ」ようと図ったからだとする。図面でみる御殿構造は、この逸話を裏付けている。

「横須賀御殿指図」(二)北庭園部の御洲浜全図には、五本の「御橋」が架けられた「御洲浜」と、周囲の「畠」・「葡萄畠」・「鰻池」といった栽培・飼育空間が描かれている。池に渡された橋の内四本は棧橋状となっているので、船遊び用か釣りを目的とした架橋だった可能性もある。庭園部は遊覧・景勝地として造成されたと同時に、庭園内で産物が得られるようになっていたと思われる。

横須賀御殿が所在する東海市は、まちづくりの基本構想において、御殿を歴史文化資源として活用する方針を示し、構想以前より『横須賀御殿のあらまし』⁵⁵という小冊子を発行して、市民への紹介に努めている。この小冊子では、御殿部の敷地を一〇〇間×七〇間、北庭園部は一五〇間四方と推定し、建築学的な評価が行われている。

(一) 大野御殿

大野御殿は、現・愛知県常滑市大野町にあった藩主知多巡行時の宿泊所で、大野村の庄屋・平野氏宅内に設けられた。初代義直が「平野彦右衛門宅」へ宿泊した記録は、『御代御記録』では元和三年(一六二八)を初出とし、同書の寛永六年(一六二九)にも同氏宅を訪れている記事が見えるものの、「平野彦右衛門宅」と明記されるのはこの二回に留まる。しかし、同書では他に元和七年三月十一日・寛永七年二月四日(五日)にも「大野村」に止

宿したとあるので、これも同氏宅と考えられる。

通常ならば、同氏宅は他地域の名士宅と同様に、藩主来臨の際に自宅に御座間を設ける宿泊所の一つと考えてもおかしくはない。しかし、同氏宅を「御殿」と称するのは、平野家伝来の「平野家文書」⁵⁶と、知多郡や大野の地図表記に「御殿」の表記が見られるからである。

一例として、挿図22「知多郡大野町絵図」⁵⁷や同構図の「知多郡大野村之図」⁵⁸、これらの図を図版化した『雑誌』第七掲載の「大野村町小路之図」をみると、大野を南北に貫く知多道と、東西に流れる谷田川の交差点である大野橋の東方、大野川(現・矢田川)の南岸に「平野彦左衛門」の表記があり、その脇に正方形区画の「御殿」が書き込まれている。

「平野彦左衛門由緒書」(平野家文書)によれば、平野家は天正一〇年(一五八二)の本能寺の変時、伊賀越えを行って危急を脱した徳川家康が大野湊に上陸した際、平野家に止宿したとする。慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原合戦後に、大野周辺が家康領となったことで、平野家は周囲三万石の領地を治める代官に任じられた。

ただし、『常滑市誌 文化財編』⁵⁹では代官任官を慶長一三年とし、「平野彦左衛門由緒書」では、初代義直の初来訪を慶長一六年としており、『御代御記録』の年次と合わない。『御代御記録』では同年四月二三日に家康・後の紀伊徳川家初代頼宣とともに船による知多郡来訪を記すものの、暴風により大野より南方の内海に着岸し、同所の大御堂寺に止宿したとしている。また、「平野彦左衛門由緒書」には『御代御記録』で挙げられた初代義直来訪日は記されておらず、逆に『御代御記録』に記述の無い寛永九年三月に義直が訪れたとしているため、後世の編纂物である「平野彦左衛門由緒書」における創立由緒記事の信憑性は低いと言わざるを得ない。

「平野彦左衛門由緒書」では、二代光友が万治二年(一六五九)三月五日に訪れて、その際に「御殿」が出来たと記されるが、それ以前に「御休所」が設けられていたとするため、この時はその「御休所」を「取廣ケ」と記される。万治二年にそれまでの藩主休息所を御殿へと昇格させたと解釈するのが妥当であろう。

「御宿彦左衛門由緒書」(平野家文書)では、延宝三年(一六七五)に尾張藩から一〇〇両を下賜してもらい、「御殿 御廊下 御廣間三ヶ所」を建て直し、「御臺所」は修繕したとする。以後、元禄七年(一六九四)にも二五両下賜で「破損」した建物の修繕を行っている。「覚 御成御殿修復願(御証文)」(平野家文書)では、宝永五年(一七〇八)にも二五両下賜で修繕を行ったことを記すが、先の二例を延宝四年・元禄九年としており、「御宿彦左衛門由緒書」の年代とはずれがある。

以後も御殿の営繕には気を配っていたようで、「浜方年寄役申付並び御国方配符判鑑」(平野家文書)では、屋根の葺替えの度に四両ずつ下賜金があったが、藩財政が悪化した文政年間(一八一八―三〇)にはその支給が止まり、以後は平野家が「自普請」、すなわち自己負担で修繕を行ってきたとする。この史料により御殿は瓦葺ではなく、おそらく茅葺だったことが判る。一九世紀には藩からの援助は事実上停止したと思われ、天保一四年(一八四三)に「源懿様」、すなわち一二代斉荘が利用した際は、「御殿」は「大破」して「難御用」という状態だったため、「自分賄」で修復したとする。

これらの記録から判ることは、平野家は地元の名士であり、その由緒でもって藩主知多巡行の際の宿泊所となっており、もとは屋敷内に藩主の休息所を設けていた。二代光友の時に理由は不明だが、この休息所が御殿へ

昇格することになる。「覚御成御殿修復願(御証文)」「平野家文書」では「御殿為冥加手前分取建申」とあるので、御殿建造は平野家側からの要請で、その経費は平野家が賄ったとみられる。少なくとも御殿・御廊下・御広間・御台所を備えた御殿だったことは確かだが、経年で破損するため、そのつど藩からの下賜金で修復を行ってきたものの、文政年間頃にはその支給は止まり、以後は自前で修繕を行ってきた。

『東海市史』⁽⁶⁰⁾によれば、万治二年の二代光友以降、延宝七年の三代綱誠、宝永六年の四代吉通、享保一六年(一七三二)・同一八年の七代宗春、明和八年(一七七〇)の九代宗睦、同九年の九代嫡子治休、安永四年(一七七五)の宗睦、天明六年(一七八六)の九代嫡子治行、天保一四年の二代斉莊、文久三年(一八六三)の一五代茂徳と、藩主の宿泊は一回を数えており、宿泊所としての体裁は幕末まで維持されていたと思われる。

(一) 岐阜御殿

岐阜御殿は、岐阜市末広町・新桜町にあった岐阜巡行時の御殿である。

しかし、尾張藩の御殿として設立されたわけではなく、「濃陽志略」岐阜志⁽⁶¹⁾や、同書を引用した「存亡吟味留」では、関ヶ原合戦後に徳川領となつた岐阜に家康が滞在する場所として、代官職を勤めた大久保長安によって「行殿」が建てられ、大坂の陣の際の元和元年(慶長二〇年・一六一五)七月二三日(正確には二二日泊・二三日発)に二代將軍秀忠が止宿したとあるため、元々は將軍家専用の御殿だったことが判る。

諸史料を基に將軍上洛行程を分析した『永原御殿跡総合調査報告書』第三章「永原御殿の歴史」⁽⁶²⁾及び『台徳院殿御實紀』⁽⁶³⁾を参照すれば、家康は慶

長六年(一六〇二)一月一日・同一年七月二〇日・同一年四月二日・同一年三月一日・同年四月二日・同年一月一九日の六回、秀忠は慶長二〇年七月二日・元和三年九月一日・同五年五月二三日・同年九月二〇日・同九年六月四日の五回、「岐阜」での止宿が確認でき、慶長一六年四月二日時の家康逗留の際、鵜飼見物を行ったとの記事もある。いずれの記録にも「御殿」とは記されていないものの、家康・秀忠合わせて一回の岐阜での止宿は、岐阜御殿を利用したと考えて良いだろう。

元和五年に岐阜が尾張藩領となったことで、御殿も尾張藩に引き継がれたが、「存亡吟味留」によれば、慶安年間(一六四八～五二)から貞享年間(一六八四～八八)までに順次撤去され、元禄八年(一六九五)に御殿地に岐阜奉行所が置かれたとあるため、御殿の役割は岐阜奉行所設置によって終了したと考えられる。

なお、岐阜御殿の図はこれまで確認されていなかったが、「尾張藩邸物語」展で初公開を行った「熱田東御殿指図」と同じ紙袋に挿図23「岐阜御殿之図」⁽⁶⁴⁾(口絵3)があることを明らかにした。この図の分析は、寛真理子氏によってなされているため⁽⁶⁵⁾、詳細は寛氏の論考に拠ることとし、概略を次に示す。

「岐阜御殿之図」は貼紙式の図で、灰色地の紙で東側の「物置」・「厩」・「下御台所」、西側の「御風呂屋」・「御寝之間」・「御書院」・「御広間」を表し、図面作成時には撤去されていた中央部分の建物を黄色地で表している。黄色地で表された建物は、「上御料理之間」・「御老中休所」・「御膳場」・「御鎗之間」である。「御鎗之間」が玄関棟で、南側に唐破風描写があるため、御殿は南を正面とした構成だったことが判る。

寛氏によれば、承応三年(一六五四)作成の挿図24「岐阜図(濃州厚見郡)」⁽⁶⁶⁾

の岐阜御殿内の表記に「北御殿所」と「南御殿所」とあり、「岐阜町絵図」⁽⁶⁷⁾では北側を「権現様御殿跡」、南側を「御代々御殿跡」と記されているため、寛氏は北側を將軍用御殿、南側が尾張藩主用御殿とし、「岐阜図(濃州厚見郡)」に描かれる御殿敷地の形状より、「岐阜御殿之図」は北側の將軍用御殿と見なしている。寛氏は慶安年間から貞享年間までに順次撤去されたのは、將軍用御殿である「北御殿所」であり、元禄八年(一六九五)岐阜奉行所に転用されたのが「南御殿所」とする。

『編年大略』には延宝三年(一六七五)七月二五日に、「泰心公」すなわち三代綱誠(當時は嫡子)が岐阜巡行した際に御殿を利用したことが記されているため、当初は藩主岐阜巡行の際の宿泊・休憩施設として利用されたと思われる。『御代御記録』に「御殿」の文字は無いが、初代義直の一六回の岐阜行きが確認され、止宿している時もあるため、初代義直もまた岐阜御殿(南御殿所)を利用していたと考えて良い。義直の場合は、『御代御記録』によれば、初めて岐阜へ巡行したのは元和五年(一六一九)で、以後、鷹狩や鹿狩名目で訪れる場合が大半だが、正保三年(一六四六)八月二五日には、鹿狩の後に鵜飼観覧を行ったことが記されている。

(一三) 土田御殿

土田御殿は、岐阜県可児市土田の上街道(木曾街道)土田宿内に置かれた休息用御殿である。この御殿は、「存亡吟味留」では調査対象となっており、幕末の時点では少なくとも尾張藩側の認識には無かった御殿だが、『御代御記録』には、寛永一三年(一六三六)の参勤時、三月二九日に「御座之間」を「御建添」した「土田本陣」に初代義直が止宿した際、ここを

「御殿卜唱候様被 仰出」されたことが記されている。この記事は『尾藩世記』寛永十三年条でも引用されている。

土田宿に伝わる「土田宿本陣由緒覚書」⁽⁶⁸⁾前段に掲載された「止善殿記」では、土田御殿の由緒を伝えている。同記は、尾張藩士で儒学者の松平君山(一六九七―一七八三)が土田宿本陣林惣右衛門の依頼によって執筆した漢詩文で、かつて土田の地は、承久の乱の激戦地であり、織田信長・信忠父子による甲州征伐時や、関ヶ原合戦の時に二代將軍秀忠が土田を通過したこと、家康によって褒賞された後、義直が参勤や日光参詣の際に土田に止宿して「亭館」を築いたという来歴が記されている。そして、義直が止宿した時、『大学』の文言を引用して「止善殿」と名付けたという。

『尾藩世記』寛永十三年条は、「本陣林某邸挾隘、寢間十畳一間なれハ、建添を命ぜられ、」という記録を載せる。この出典は不明だが、土田宿本陣内にあった御座所を「御殿」と称したことが判る。しかしながら、『可児市史通史編』⁽⁶⁹⁾に拠れば、天保二年(一八三一)の大火で町並み五八軒が焼失し止善殿も類焼していることから、止善殿があった土田宿本陣の場所は不明としており、早い時点で御殿機能は喪失していたと考えられる。

註

- (1) 徳川林政史研究所蔵。旧蓬左一三九―一三〇。
- (2) 徳川林政史研究所蔵。旧蓬左一三九―一三五。
- (3) 永井哲夫「尾張國熱田東御殿の創設年代」(『地方史研究』三七三第六五巻第一号 二〇一五年二月一日発行)。
- (4) 徳川林政史研究所蔵。図物甲五一〇。縦一二・二釐 横一一・五釐。
- (5) 原史彦「熱田東浜御殿・西浜御殿の成立と終焉及び構造の分析」(徳川林政史研究所編『研究紀要』第五十五号 二〇二一年三月発行)。

- (6) 『名古屋市史 地理編』名古屋役所 大正五年三月三〇日発行。
- (7) 一例として溝口正人「東海市龍雲院山門について」(『日本建築学会東海支部研究報告書』第四七号 二〇〇九年二月発行)。
- (8) 高田徹「尾張藩の御殿・代官所・屋敷」(『愛知県中世城館調査報告Ⅳ(知多地区)』愛知県教育委員会 一九九八年三月発行)。
- (9) 『横須賀御殿学術調査研究報告書』東海市教育委員会 平成三年三月発行。
- (10) (公財)徳川黎明会 徳川林政史研究所編『源敬様御代御記録』第1〜第4 八木書店 二〇一五年七月一〇日〜二〇一九年六月三〇日発行。
- (11) 並河白晦著 元禄八年(一六九五) (公財)徳川黎明会 徳川林政史研究所編『源敬様御代御記録』第4 八木書店 二〇一九年六月三十日発行 所収。
- (12) 元禄年間(一六八八〜一七〇四)編集・宝暦二年(一七五二)完成。全三〇巻。『愛知郷土資料叢書 第十九集 張州府志(全)』愛知県郷土資料刊行会 昭和四九年九月三〇日発行。
- (13) 徳川林政史研究所蔵。朝日重章著。江戸時代前期〜中期成立・全七二巻。
- (14) 朝日重章著 元禄四年(一六九二)六月〜享保二年(一七一七)十二月 徳川林政史研究所蔵。『名古屋叢書続編 第九巻 鸚鵡籠中記(一)』『名古屋叢書続編 第十二巻 鸚鵡籠中記(四)』名古屋市教育委員会 昭和四〇年一月三十一日〜昭和四四年一月三十一日発行 所収。
- (15) 近松茂矩著。江戸時代前期〜中期成立。全一二三巻。『名古屋叢書 第二四巻 雜纂編(一)』名古屋市教育委員会 昭和三八年三月三〇日発行。
- (16) 『名古屋叢書続編 第一巻 寛文村々覚書(上)』『名古屋叢書続編 第三巻 寛文村々覚書(下) 地方古義』名古屋市教員委員会 昭和三九年六月三〇日〜昭和四一年九月三〇日発行。
- (17) 内藤正参記・赤林信定編。安永年間(一七七二〜八一)調査・寛政元年(一七八九)献上。全百巻。『張州雜志』第一巻〜第十一巻 愛知県郷土資料刊行会 昭和五〇年六月二八日〜昭和五一年八月二八日発行。
- (18) 樋口好古著・文政五年(一八二二)刊行。全二十五冊。『名古屋叢書続編 第四巻 尾張御行記(一)』『名古屋叢書続編 第八巻 尾張御行記(五)』名古屋市教育委員会 昭和三九年十一月三〇日〜昭和四四年三月三十一日発行。

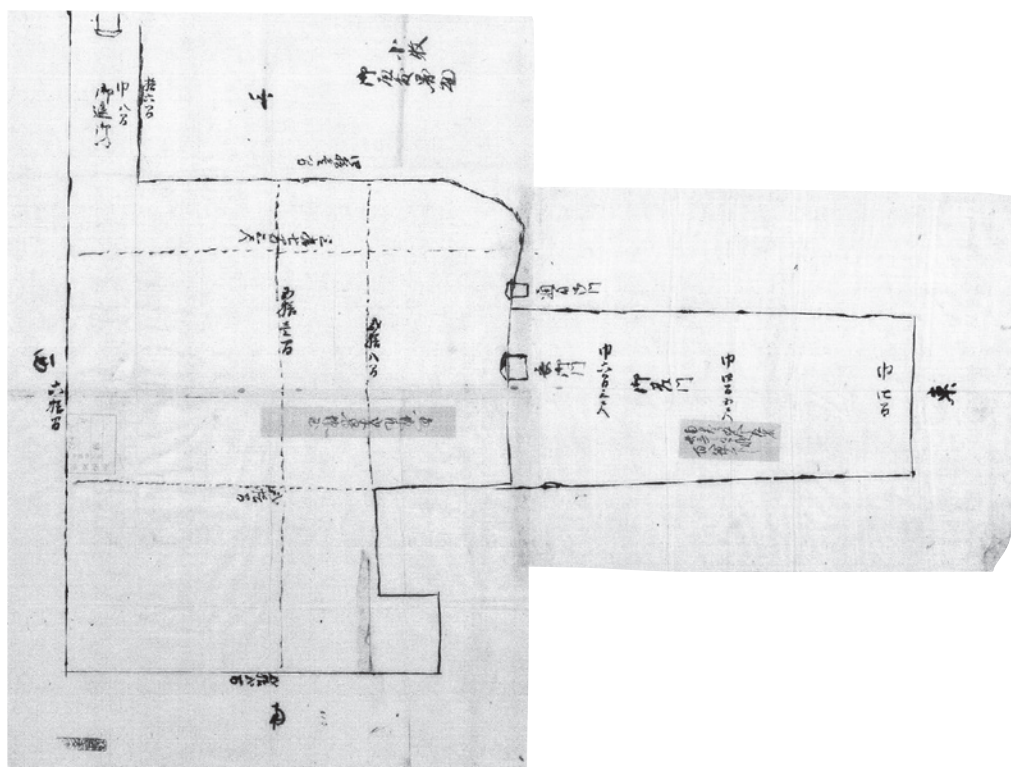
尾張領内御殿の存亡と機能(上)

- (19) 『名古屋叢書 第三巻 法制編(二)』名古屋市教育委員会 昭和三六年二月二八日発行。
- (20) 津田正生編 文化十三年(一八一六)完成・天保七年(一八三六)上納。『張州史料 尾張國地名考 改訂版』東海地方史学協会 大正五年(一九一六)海部郡教育委員会底本刊・昭和六一年三月一日改訂編発行。
- (21) 江戸時代後期 二冊。一部翻刻は、『名古屋叢書 第四巻 記録編(一)』尾張国庁歴誌 金府紀較抄 編年大略』名古屋市教育委員会 昭和三十七年四月三〇日発行。
- (22) 江戸時代後期 三冊。『名古屋叢書 第四巻 記録編(一)』尾張国庁歴誌 金府紀較抄 編年大略』名古屋市教育委員会 昭和三十七年四月三〇日発行。
- (23) 深田正韶撰／中尾義稲・岡田啓編／小田切春江図。天保一五年(一八四四)序。序巻一卷・本巻六〇巻。一四付図。『張州府志』の改訂増補版。『尾張志』上巻〜下巻 愛知県郷土資料刊行会 昭和五四年七月二三日復刻出版。
- (24) 奥村得義筆 万延元年(一八六〇)上程。『名古屋叢書続編 第一三巻 金城温古録(一)』名古屋市教育委員会 昭和四〇年三月三十一日発行。
- (25) 阿部直輔編 明治初年 一〇巻。名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編 第二巻 尾藩世記 上』名古屋市教育委員会 昭和六二年三月三十一日発行。
- (26) 名古屋市蓬左文庫蔵。二枚。
(小牧御殿墨引)図八二五―一 縦四二・五糎 横六〇・七糎
(小牧御屋敷圖面)図八二五―二 縦三七・一糎+三六・〇糎 横五四・四糎+二七・四糎(二枚張り継ぎ)。
- (27) 津田応助編『小牧町史』小牧町史編纂會 大正一五年発行。津田応助編『小牧町史(全)』名著出版 昭和四八年二月復刻版発行。
- (28) 名古屋市蓬左文庫蔵。図四五五―一 縦四一・五糎 横七七・五糎。註(33)の三枚の水野御殿図とともに、表面に「水野御殿指圖 四枚」(『朱書』十六)「三」と記された封書に同封されている。
- (29) 『春日井市史 地区誌編1』春日井市史編集委員会 昭和五九年三月三十一日発行。
- (30) 『春日井市史 資料編』春日井市 昭和三八年三月三十一日発行。

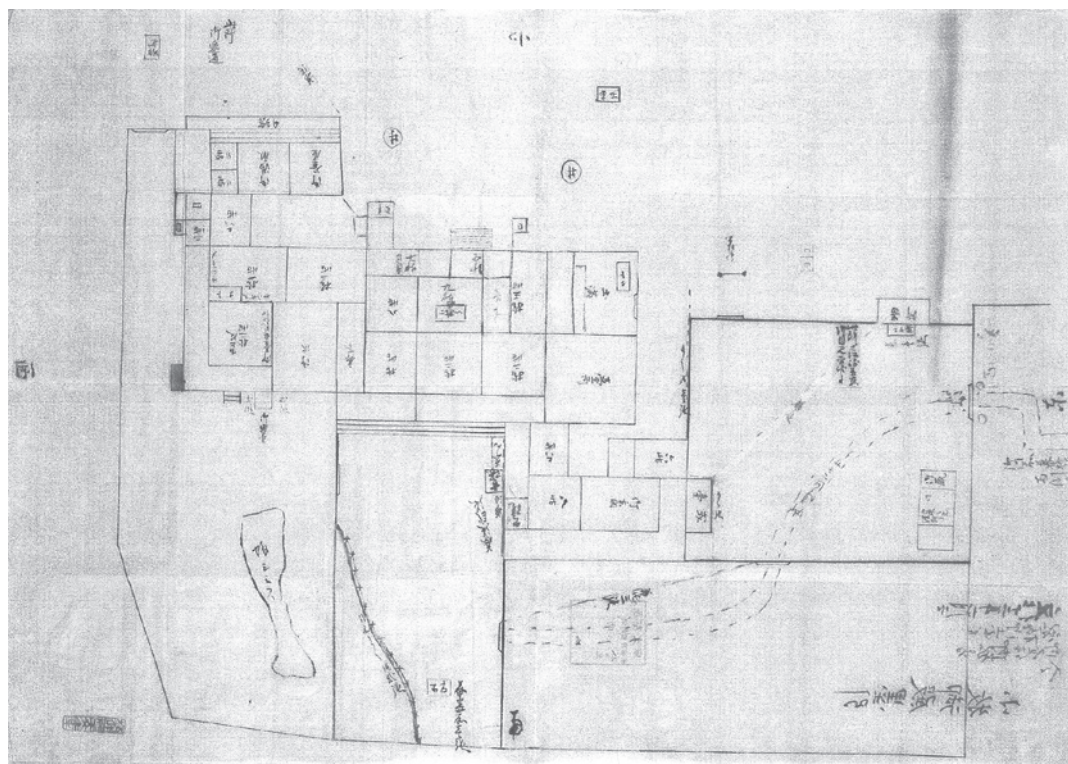
- (31) 徳川林政史研究所蔵。図一五一。縦七四・〇糎 横六一・〇糎。註(28)『春日井市史 地区誌編1』に、書き起こし図が掲載されている。
- (32) 瀬戸市史編纂委員会編『瀬戸市史 通史編上』愛知県瀬戸市 平成一九年二月八日発行。
- (33) 名古屋市蓬左文庫蔵。
図四五五―二 縦一九・五糎 横一六六・〇糎。
図四五五―三 縦一六八・〇糎 横一八三・〇糎。
図四五五―四 縦一七二・〇糎 横二二三・五糎。
- (34) 名古屋市蓬左文庫蔵。図四五六。縦一八〇・〇糎 横一六五・五糎。
- (35) 名古屋市博物館蔵。画像は註(32)に掲載。
- (36) 名古屋市蓬左文庫蔵。旧蓬左三二―一六〇。長坂政賢著・天野信景補校。天保六年(一八三五)。
- (37) 『愛知県中世城館跡調査報告1』愛知県教育委員会 一九九一年三月発行。
- (38) 『新編 一宮市史 資料編補遺2』一宮市長森鈺太郎 昭和五五年三月二日発行 所収。
- (39) 『新編 一宮市史 本文編上』一宮市長森鈺太郎 昭和五二年九月一日発行 所収。
- (40) 岡田文園・野口梅居著小田切春江・森高雅画。天保十五年(一八四四)二月。後編卷一は『尾張名所図会』(中巻) 愛知県郷土資料刊行会 大正八年一月七日発行・昭和四十八年三月二十日再復刻 所収。
- (41) 『名古屋叢書続編 第二巻 寛文村々覚書(中)』名古屋市教員委員会 昭和四〇年九月三〇日発行 所収。
- (42) 江戸時代中期頃作成。(佐屋町史編纂委員会編『佐屋町史 史料編二』佐屋町史編纂委員会 昭和五五年三月一〇日発行 所収)。
- (43) 佐屋町史編纂委員会編『佐屋町史 史料編二』佐屋町史編纂委員会 昭和五一年一月一日発行 所収。
- (44) 佐屋町史編纂委員会編『佐屋町史 史料編一』佐屋町史編纂委員会 昭和五一年一月一日発行 所収。
- (45) 佐屋町史編纂委員会編『佐屋町史 史料編一』佐屋町史編纂委員会 昭和五一年一月一日発行 所収。
- 五一年一月一日発行 所収。
- (46) 立田村史編さん委員会『新編 立田村史 資料』立田村 平成一一年三月一日発行 所収。
- (47) 佐屋町史編纂委員会編『佐屋町史 史料編二』佐屋町史編纂委員会 昭和五五年三月一〇日発行 所収。
- (48) 名古屋市蓬左文庫蔵。図四八一。縦三〇・二糎 横三九・七糎。図版及び渋谷葉子氏による解説は、(財)東京都生涯学習文化財団編『尾張藩上屋敷跡遺跡V 絵図集成編』東京都埋蔵文化財センター 二〇〇〇年八月三一日発行 に収載。
- (49) 『尾張名所図会』(中巻) 愛知県郷土資料刊行会 大正八年一月七日発行・昭和四八年三月二〇日再復刻 所収。
- (50) 註(6)に書き起こし図掲載。
- (51) 徳川林政研究所蔵。収集絵図一七二。縦一〇八・〇糎 横一四一・〇糎。原題は「熱田西浜御殿絵図」とする。
- (52) 名古屋市蓬左文庫蔵。
図四五八―一 縦一七一・五糎 横二〇三・二糎
図四五八―二 縦一二・五糎 横一一・五糎
図四五八―三 縦一一・三糎 横一〇五・五糎
図四五八―四 縦八一・五糎 横九七・五糎
図四五八―五 縦一七五・五糎 横二三四・五糎
- (53) 名古屋市蓬左文庫蔵。図四六〇。
縦一六一・〇糎 横一〇九・五糎
- (54) 東海市教育委員会社会教育課(文化センター)編『横須賀文化の香るまちづくり基本構想』東海市・東海市教育委員会 平成二十六年三月発行。
- (55) 文化環境計画研究所著『横須賀御殿のあらまし』東海市教育委員会 平成三年三月発行。
- (56) 同文書は『古文書読解資料集Ⅰ 平野家文書』常滑市民俗資料館 平成一〇年三月発行 及び、『古文書読解資料集Ⅱ 平野家文書・中村家文書』常滑市民俗資料館 平成一一年三月発行に所収。

- (57) 名古屋蓬左文庫蔵。図五九二。縦八六・五糎 横七〇・〇糎。
- (58) 名古屋蓬左文庫蔵。図五九三。縦八九・八糎 横八五・七糎。
- (59) 松井武敏・安藤慶一郎監修、常滑市誌編さん委員会編『常滑市誌 文化財編』常滑市役所 昭和五八年三月三〇日発行。
- (60) 東海市史編さん委員会編『東海市史』愛知県東海市 平成二年三月一日発行。
- (61) 松平君山筆 江戸時代中期 名古屋蓬左文庫蔵。
- (62) 『永原御殿跡総合調査報告書』野洲市教育委員会文化財保護課 令和元年九月発行。第三章は、野洲市永原御殿跡調査委員会委員ならびに野洲市教育委員会文化財保護課の進藤武氏による執筆。
- (63) 黒坂勝美『新訂増補國史大系 徳川實紀 第二篇』吉川弘文館 昭和五年四月二五日発行・平成二年一月一日第五刷発行 所収。
- (64) 徳川林政史研究所蔵。図物甲五一。縦一四五・三糎 横一一四・七糎。
- (65) 寛真理子「岐阜御殿について」〔伊奈波神社社報〕No.33 伊奈波神社社務所

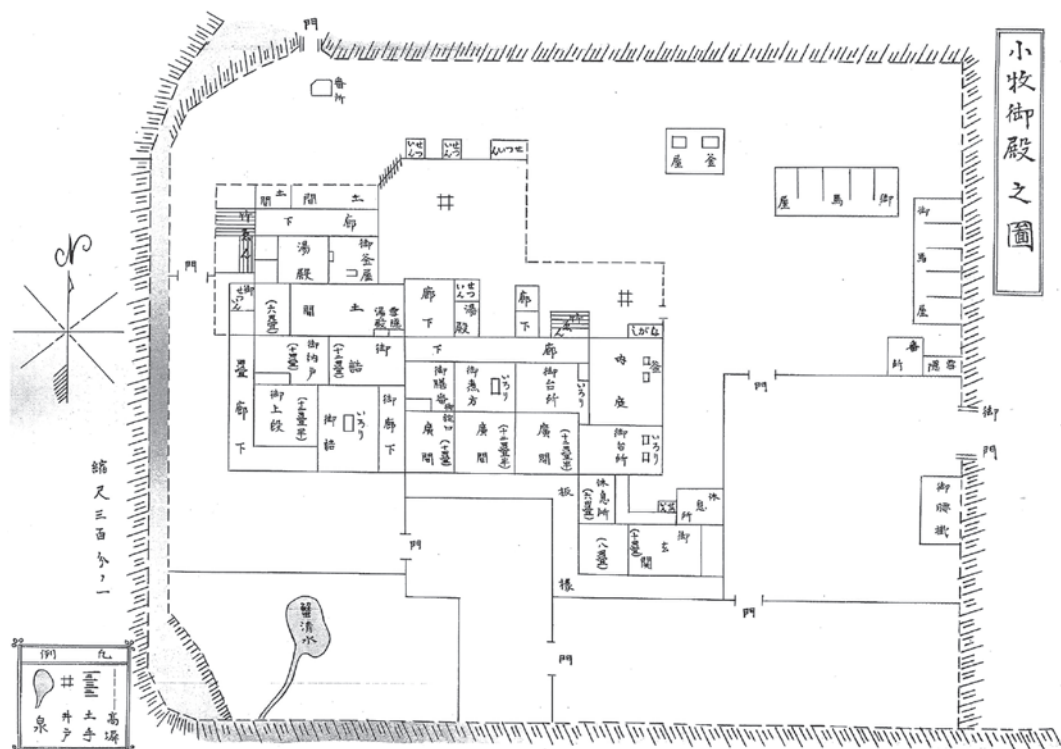
- 令和元年発行。
- (66) 名古屋蓬左文庫蔵。図一〇五四。縦一〇五・〇糎 横九六・六糎。
- (67) 徳川林政史研究所蔵。
- (68) 江戸時代中期 藤井利文家所蔵資料〔『可見市史 第五卷 資料編 古代・中世・近世』可見市 平成二〇年三月一日発行 所収〕。
- (69) 『可見市史 第二卷 通史編 古代・中世・近世』可見市 平成二二年八月三一日発行。
- 〔追記〕 本稿執筆にあたり、犬山城臼帝文庫主任学芸員・寛真理子氏、徳川美術館学芸部マネージャー・加藤啓子氏、元瀬戸市役所職員・小杉扶次武氏に貴重な史料情報の提供を受けたこと、徳川林政史研究所・名古屋蓬左文庫には史料閲覧の便宜を図っていただいたことを末筆ながら厚く謝する次第である。



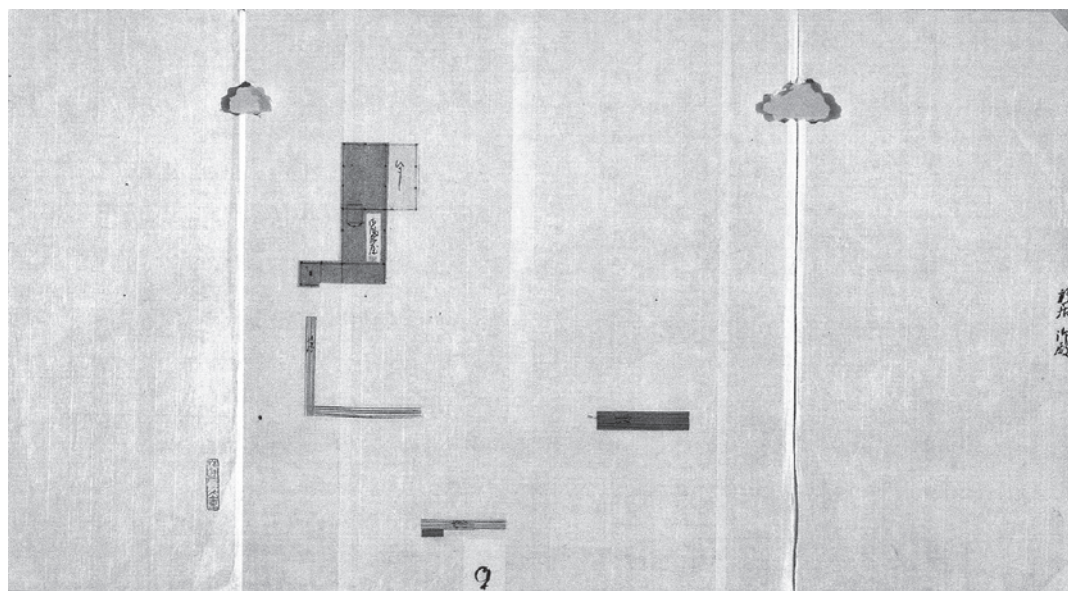
挿図1「小牧御殿古図(小牧御殿墨引)」 名古屋市蓬左文庫蔵



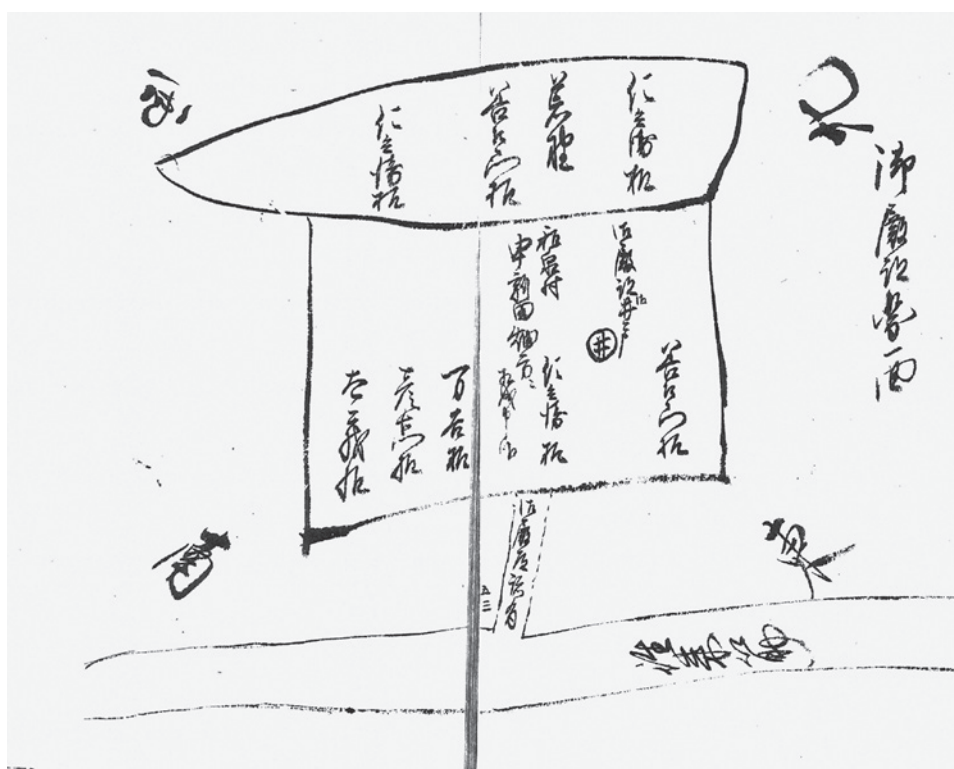
挿図2「小牧御殿古図(小牧御屋敷圖面)」 名古屋市蓬左文庫蔵



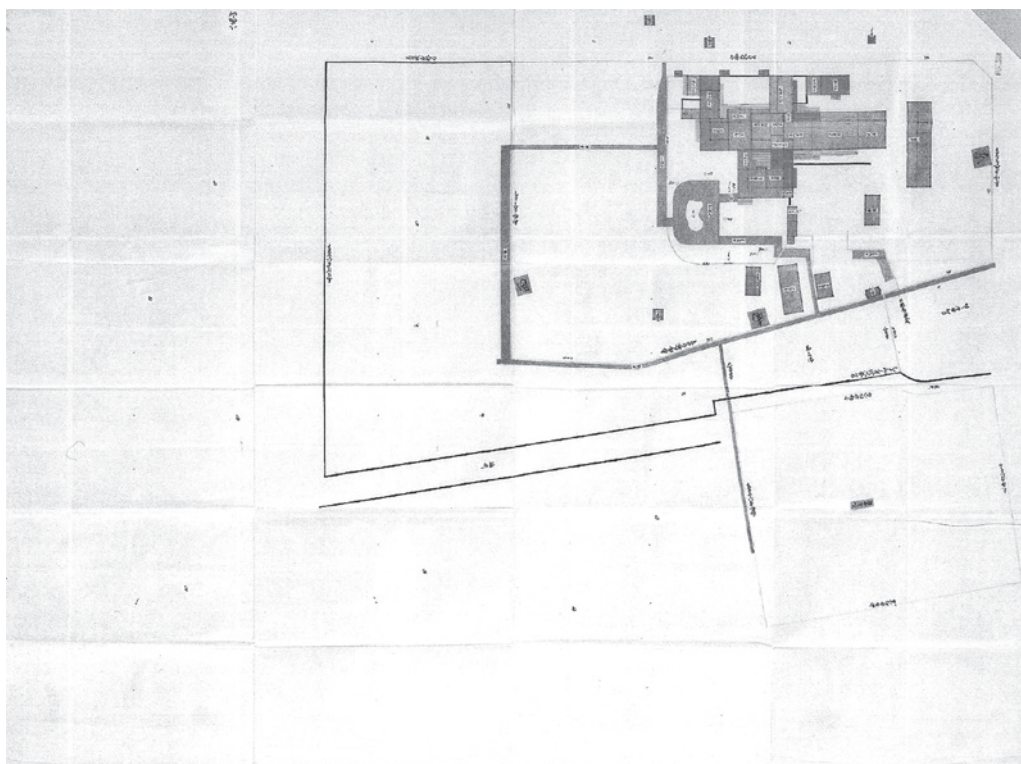
挿図3「小牧御殿之圖」(『小牧町史』所載)



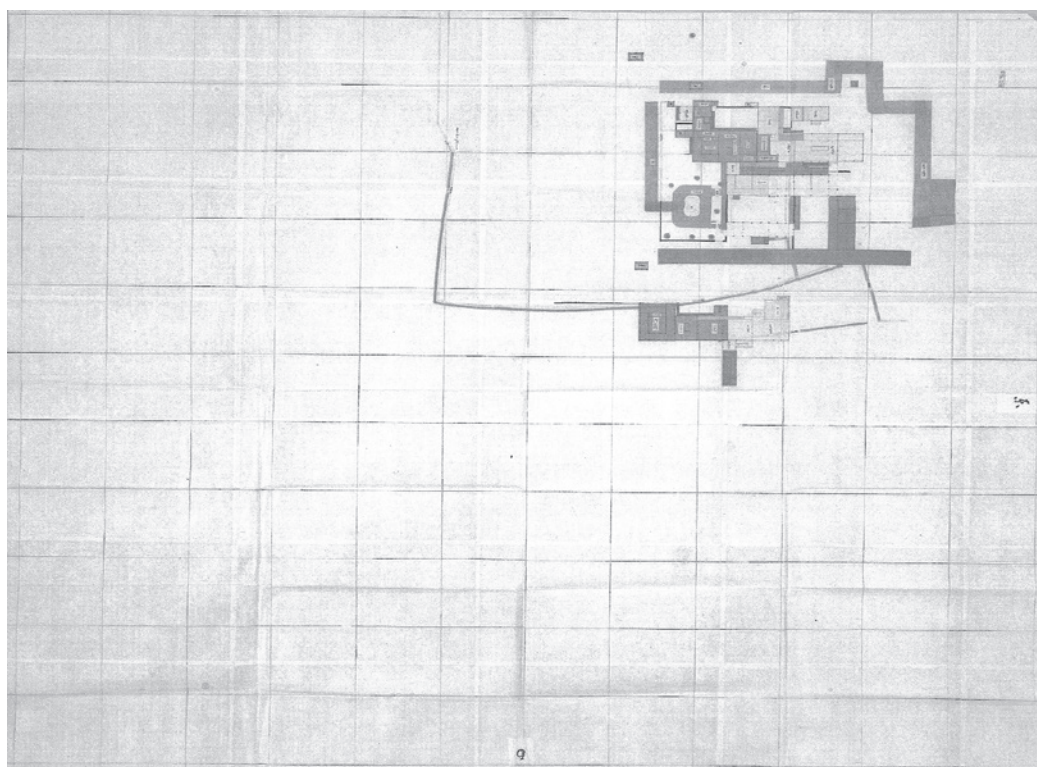
挿図4「新居御殿」の表記図(「水野御殿御指図」1) 名古屋市蓬左文庫蔵



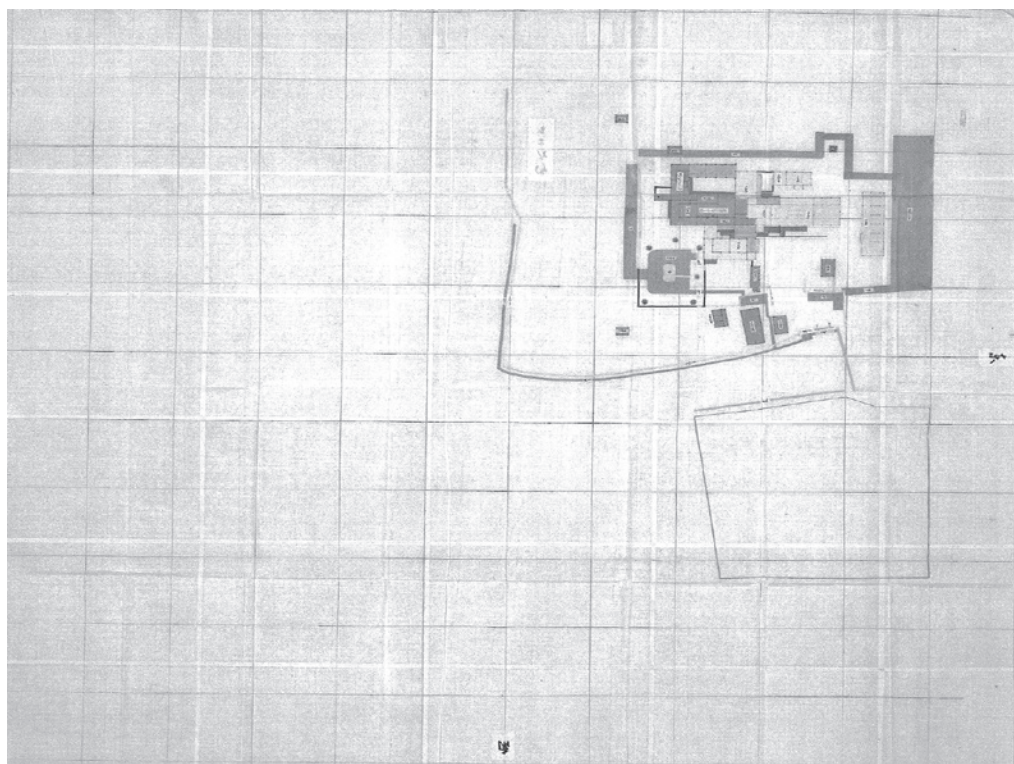
挿図5「御殿跡図面」(「存亡吟味留」所収) 徳川林政史研究所蔵



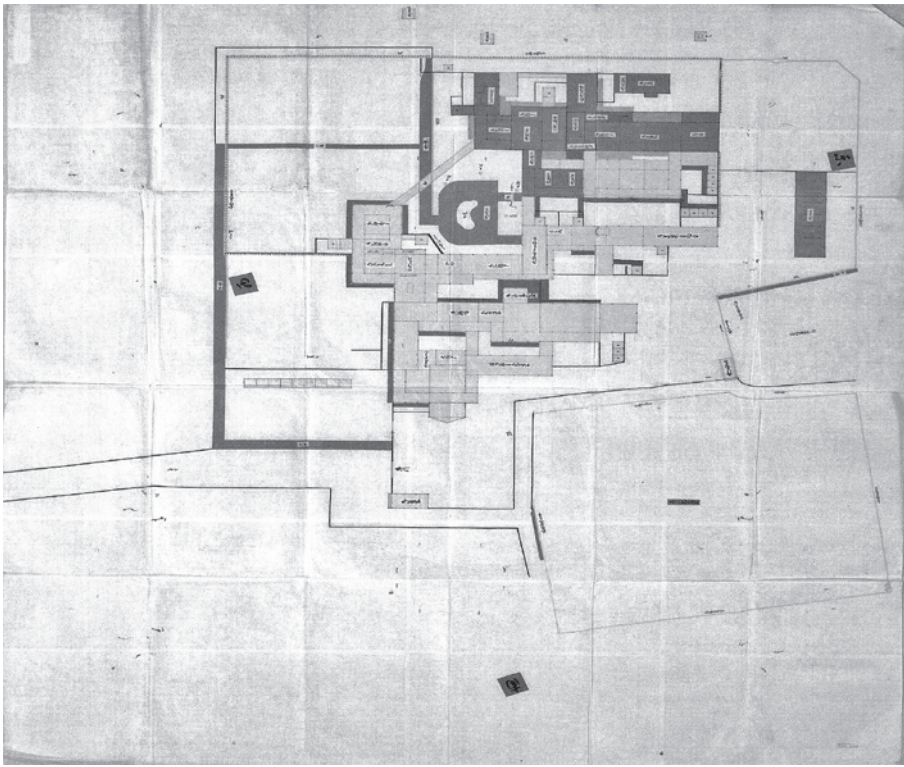
挿図6「水野御殿御指図」2 名古屋市蓬左文庫蔵



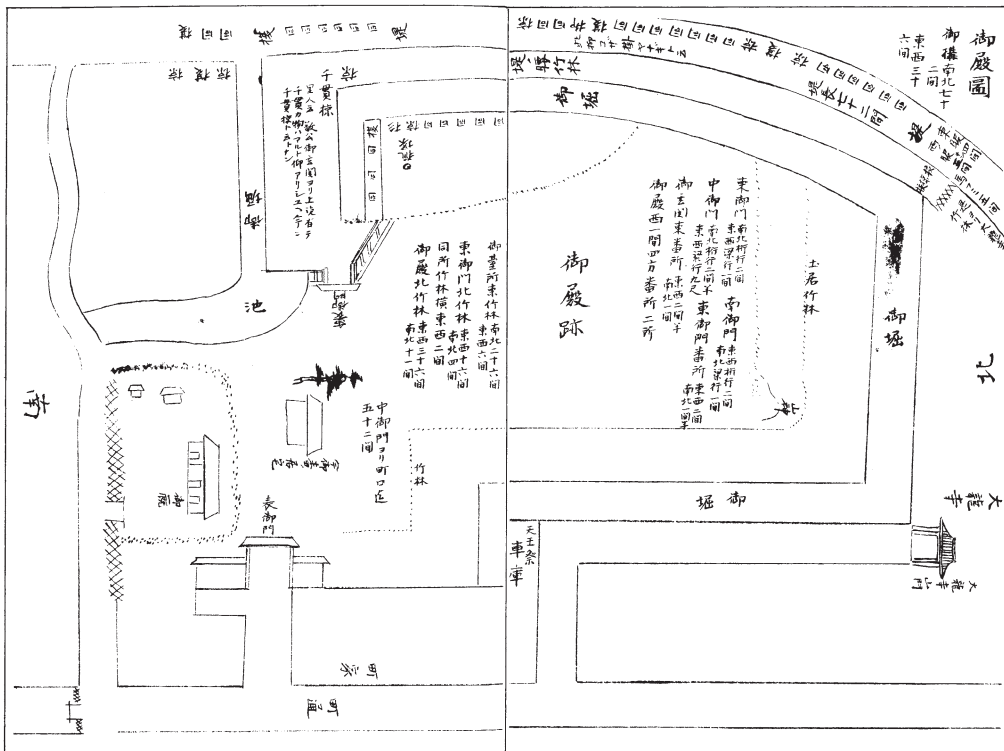
挿図7「水野御殿御指図」3 名古屋市蓬左文庫蔵



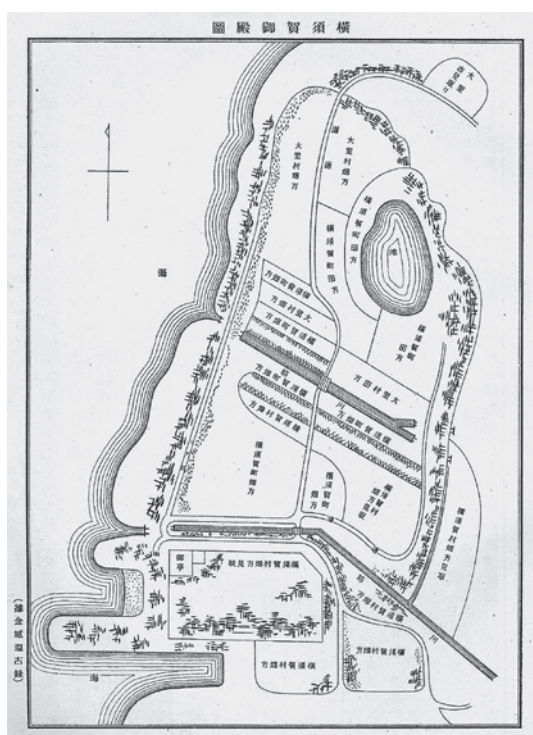
挿図8「水野御殿御指図」4 名古屋市蓬左文庫蔵



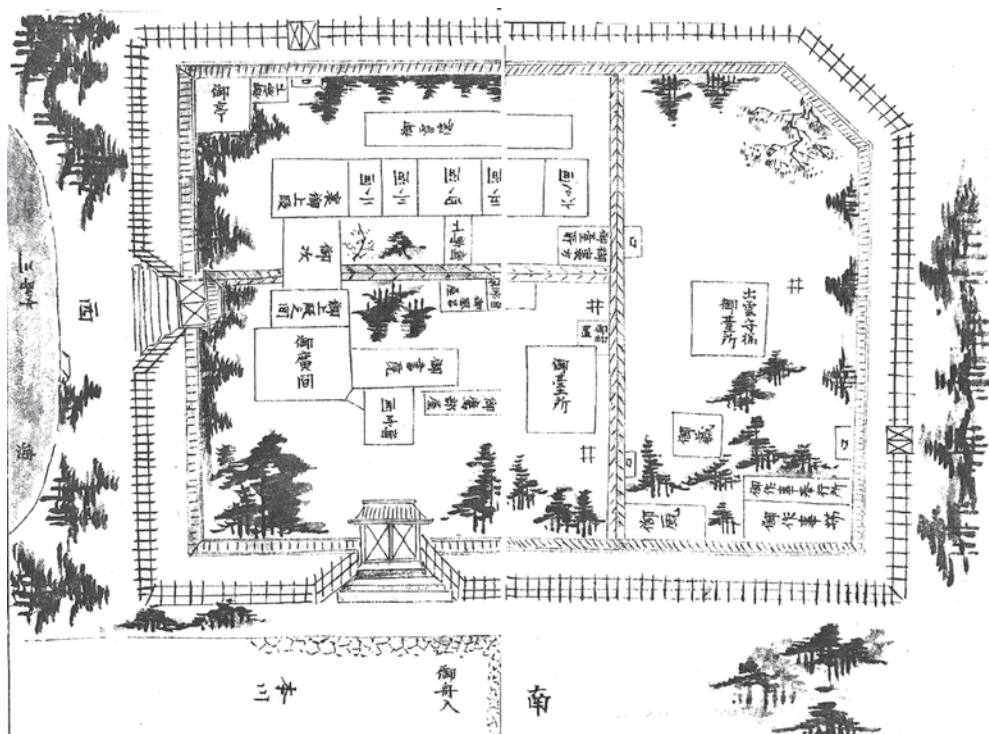
挿図9「水野新御殿之図」 名古屋市蓬左文庫蔵



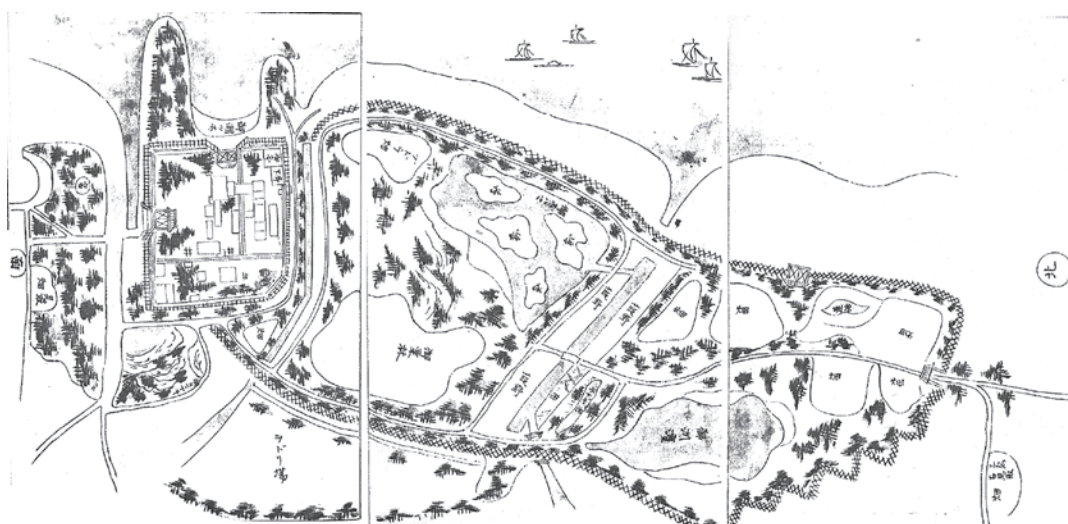
挿図10「(津島)御殿圖」(『張州雜志』第七十六所収)



挿図11「横須賀御殿地図」(『金城温古録 凡例編之二 御建国部』所収)
『名古屋市史 地理編』(名古屋市役所 大正5年3月発行)所収書き起こし図を転載。

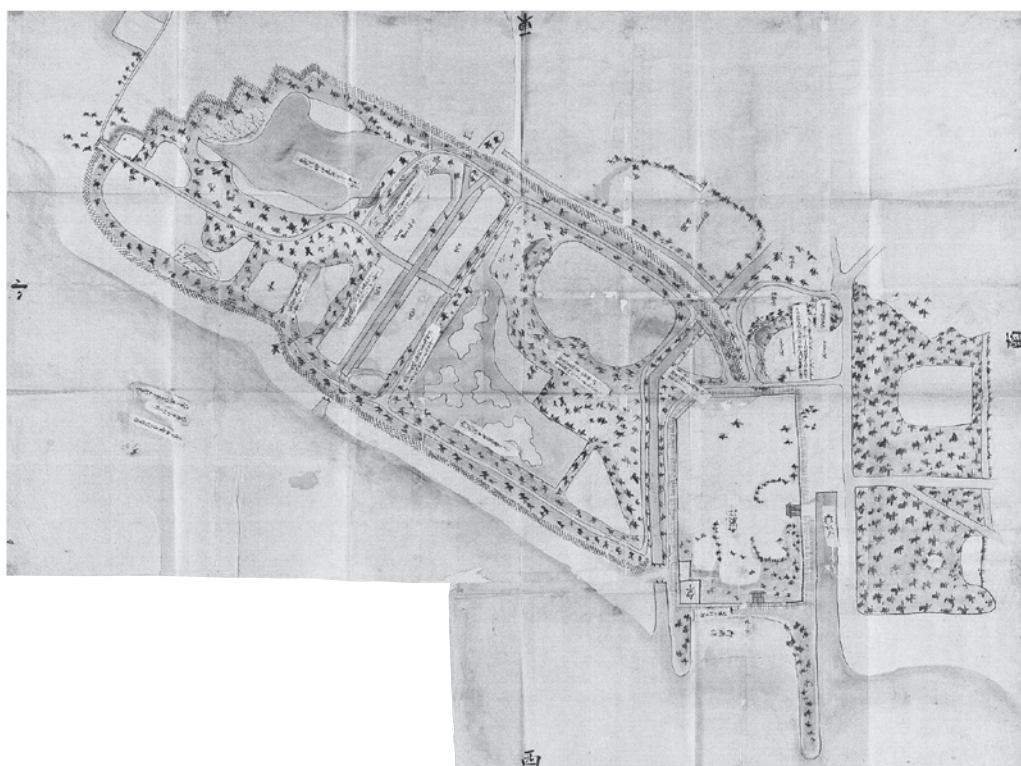


挿図12「横須賀行殿之圖」の内、御殿図(『張州雑誌』第三所収)
『張州雑誌』第一巻(愛知県郷土資料刊行会 昭和50年6月発行)より転載。

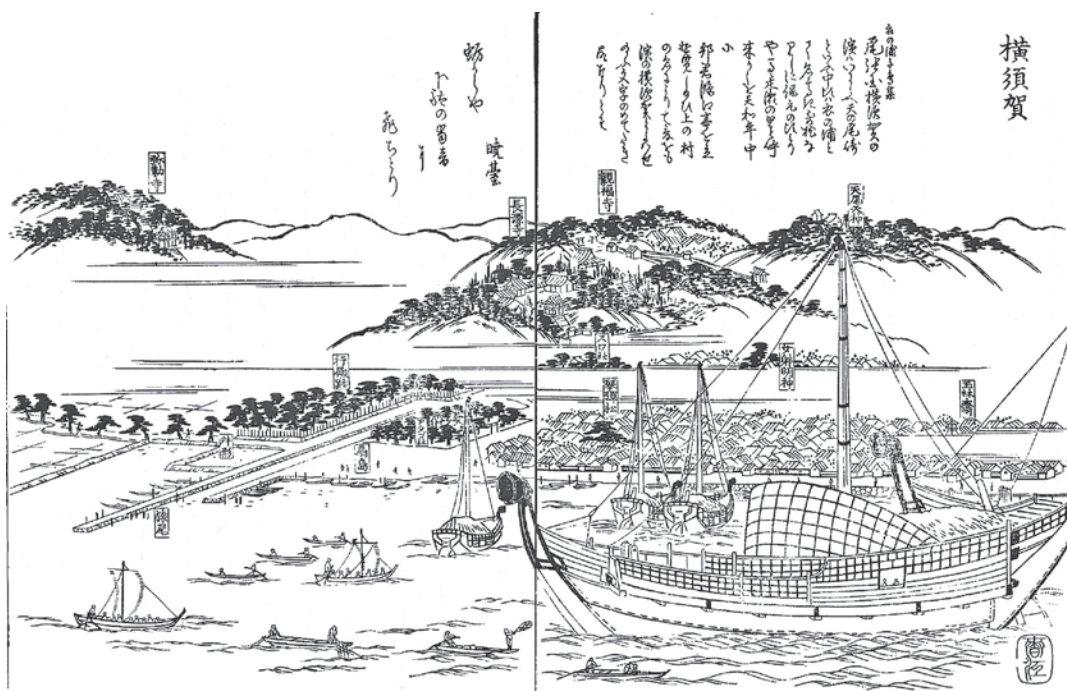


尾張領内御殿の存亡と機能(上)

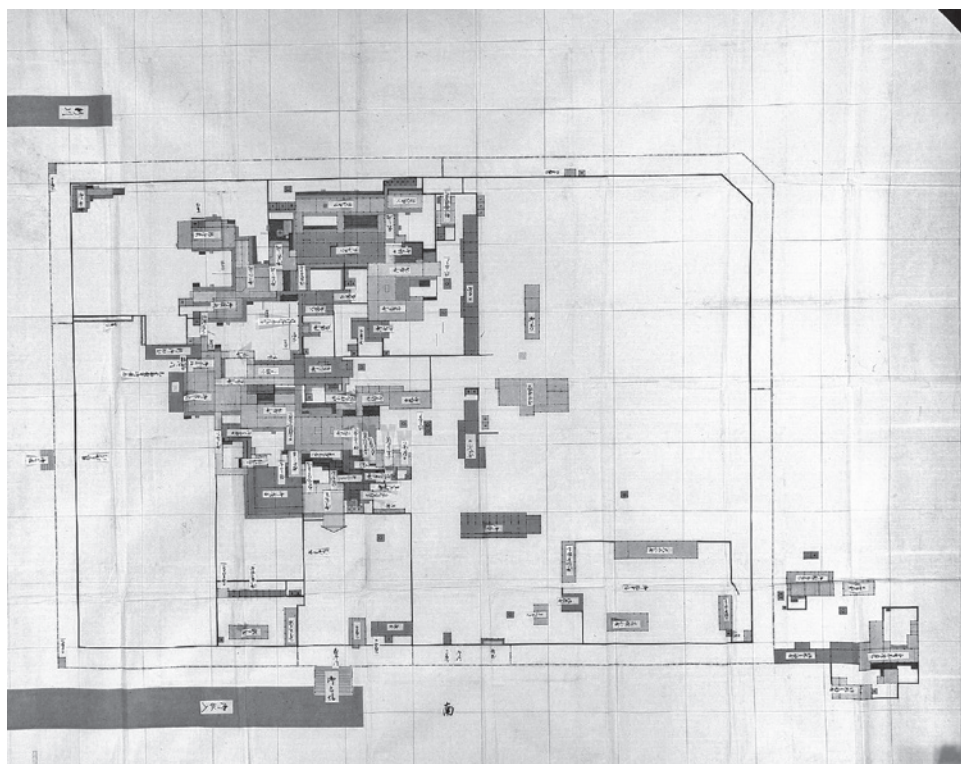
挿図13「横須賀行殿之圖」の内、全体図(『張州雑誌』第三所収)
『張州雑誌』第一卷(愛知県郷土資料刊行会 昭和50年6月発行)より転載。



挿図14「横須賀御殿図」 徳川林政史研究所蔵



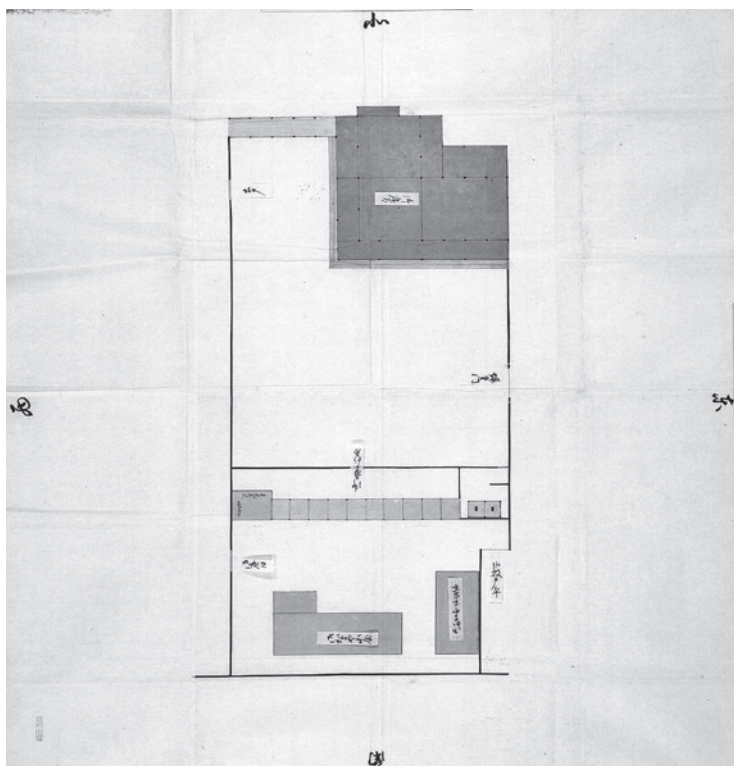
挿図15「横須賀」図(『尾張名所図会 前編 卷六』所収)



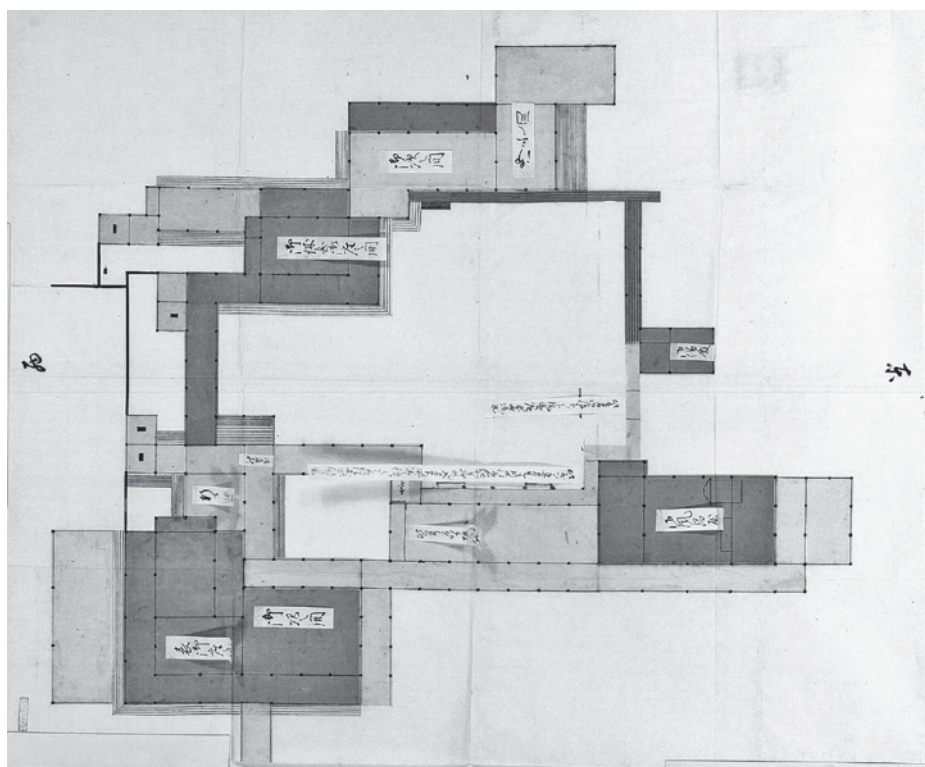
挿図16 「横須賀御殿指図」(一)御殿部全図 名古屋市蓬左文庫蔵



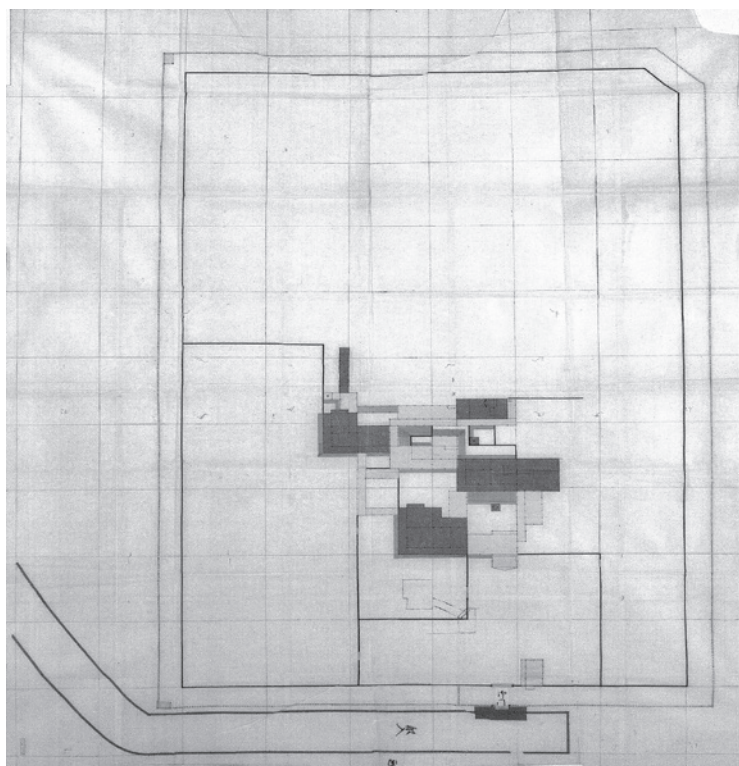
挿図17 「横須賀御殿指図」(二) 御洲浜全図 名古屋市蓬左文庫蔵



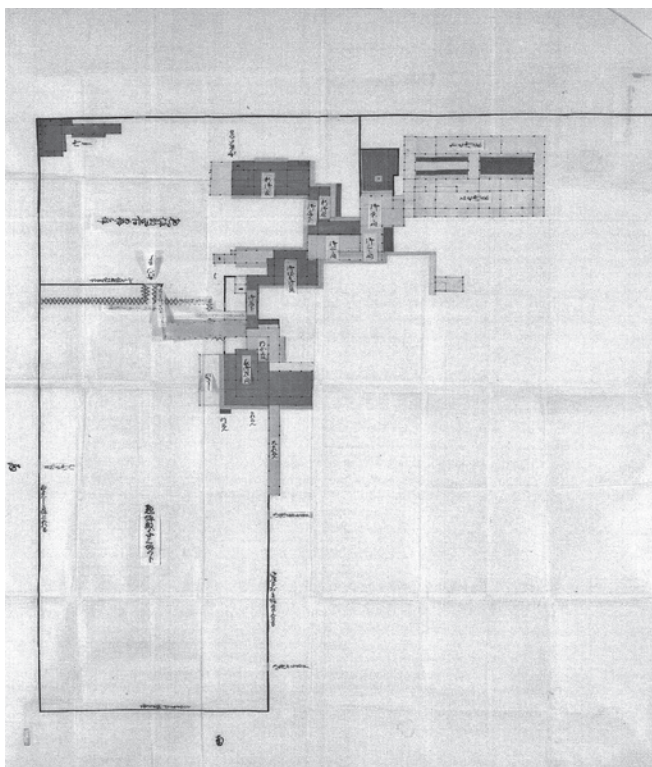
挿図18 「横須賀御殿指図」(三) 御広間・窯屋部分図 名古屋市蓬左文庫蔵



挿図19「横須賀御殿指図」(四)表御座敷・御休息御座之間・御風呂屋部分図 名古屋市蓬左文庫蔵



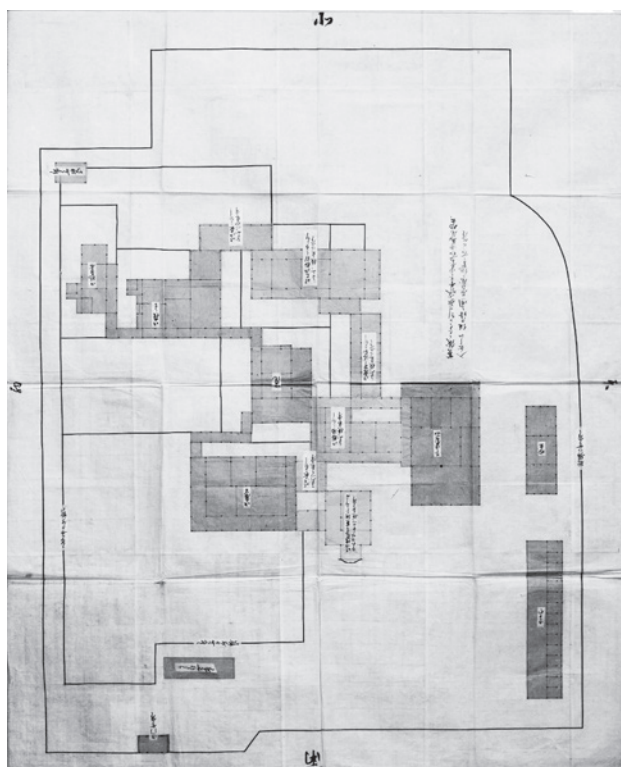
挿図20「横須賀御殿指図」(五)御門・表玄関部分図 名古屋市蓬左文庫蔵



挿図21「横須賀北御屋敷御指図」 名古屋市蓬左文庫蔵



挿図22「知多郡大野町絵図」 名古屋市蓬左文庫蔵



挿図23「岐阜御殿之図」 徳川林政史研究所蔵



挿図24「岐阜図(濃州厚見郡)」部分 名古屋市蓬左文庫蔵

